

令和6年度「文化行政調査研究」

文化芸術活動がもたらす  
経済的・社会的影響等に関する  
調査研究報告書

令和7年3月

株式会社 シー・ディー・アイ



# 目次

調査研究の概要 .....	1
(1)調査研究の目的 .....	1
(2)業務内容 .....	2
(3)研究会の設置 .....	2
1. アーティスト等クリエイターがもたらす経済的影響の計測に向けての基本的な考え方 ....	3
1.1 アーティスト等クリエイターの定義 .....	3
1.2 我が国のアーティスト等クリエイターの数 .....	4
1.3 経済的影響の計測へのアプローチ .....	5
1.3.1 3つのアプローチ .....	5
1.3.2 文化 GDP 推計からのアプローチ .....	6
1.3.3 文化の経済的波及効果推計からのアプローチ .....	8
1.3.4 助成事業評価からのアプローチ .....	10
2. 諸外国の文化芸術助成事業とその評価 .....	12
2.1 文化助成事業とその評価の一般的な枠組み .....	12
2.2 英国 .....	14
2.2.1 ACE の助成事業とその評価 .....	14
2.2.2 アーツカウンシル・イングランドの助成事業とその評価 .....	19
2.2.3 英国の助成事業評価の現状 .....	21
2.3 米国 .....	22
2.3.1 NEA の助成事業 .....	22
2.3.2 NEA の助成事業の評価 .....	23
2.3.3 米国の助成事業評価の現状 .....	27
2.4 カナダ .....	30
2.4.1 文化遺産省の助成事業の概要 .....	30
2.4.2 カナダアーツカウンシル (CCA) による助成とその評価 .....	36
2.4.3 カナダの助成事業評価の現状 .....	38
2.5 韓国 .....	39
2.5.1 アーティストに対する支援事業とその評価 .....	40
2.5.2 文化芸術活動への経済的影響評価に関する取組 .....	46
2.5.3 韓国の芸術活動への支援に関わる評価の現状 .....	51
2.6 我が国の若手人材等の助成事業とその評価の例 .....	52
2.6.1 文化芸術の助成事業とその評価の例 .....	52
2.6.2 我が国の研究開発補助事業の事業評価の事例 .....	56
2.6.3 我が国の文化芸術助成事業と研究開発補助事業の事業評価の比較 .....	64
3. アーティスト等クリエイターによる文化芸術の経済的・社会的影響計測の今後の展望と課題 ....	65
3.1 調査結果のレビュー .....	65
3.2 今後の展望 .....	66
3.2.1 「人」を軸にしたロジックモデルの考え方 .....	66
3.2.2 「人」を軸にした KPI の考え方 .....	69
3.2.3 枠組みの構築と実績の積み重ね .....	70
主要参考文献等 .....	71

# 図表一覧

## <図>

【図 1-1 アーティスト等クリエイターの経済的・社会的影響をみる 3 つのアプローチ】	5
【図 1-2 音楽における文化の循環】	6
【図 1-3 文化 GDP 算出の手順と文化雇用推計】	7
【図 1-4 文化の経済波及効果の考え方と基本操作】	8
【図 1-5 ロジックモデルの構造と数値化】	11
【図 2-1 “Delivery Plan 2021-2024 Report”のインパクト評価のフレームワーク】	16
【図 2-2 アート研修基金 Canada Arts Training Fund の事業効果】	33
【図 2-3 カナダ音楽基金の受給者がリリースしたサウンド・レコーディングの国内・海外売上】	35
【図 2-4 “Qualitative Impact Framework”のロジックモデル】	37
【図 2-5 コンテンツ価値評価のプロセス】	47
【図 2-6 事業のロジックモデル】	55
【図 2-7 卓越研究員事業(LEADER)の追跡調査結果概要】	59
【図 3-1 日本型事業インパクトのロジックモデル案】	67

## <表>

【表 1-1 アーティスト等クリエイターの職業上の分類】	3
【表 1-2 アーティスト等クリエイターの人口】	4
【表 1-3 事例:『GENKYO 横尾忠則』展(大分県立美術館)の経済波及効果推計】	8
【表 2-1 事業評価の分析手法の体系】	12
【表 2-2 ACE の「人」に対する助成事業の概要】	14
【表 2-3 National Lottery Project Grants(NLPG)の概要】	15
【表 2-4 Developing Your Creative Practice(DYCP)の概要】	17
【表 2-5 Developing Your Creative Practice(DYCP)のロジックモデルと評価方法】	18
【表 2-6 ACE の調査・研究またはデータセット】	20
【表 2-7 NEA 助成の戦略】	23
【表 2-8 事業評価のオンラインリソース】	26
【表 2-9 芸術プロジェクトを評価するためのリソース】	26
【表 2-10 芸術におけるプログラム評価の注目すべき例】	27
【表 2-11 カナダ文化遺産省の「人」に対する助成事業の概要】	31
【表 2-12 アート研修基金 Canada Arts Training Fund の概要】	31
【表 2-13 アート研修基金 Canada Arts Training Fund の審査基準】	32
【表 2-14 アート研修基金 Canada Arts Training Fund の事業評価手法】	33
【表 2-15 カナダ音楽基金(Canada Music Fund:CMF)の 2 つの領域】	34
【表 2-16 カナダ音楽基金 Canada Music Fund の事業評価手法】	35
【表 2-17 SUPPORTING ARTISTIC PRACTICE: Professional Development for Arts Professionals の概要】	36
【表 2-18 主な芸術支援施策】	39
【表 2-19 文化芸術支援事業を推進する文化体育観光部(MCST)傘下の主な機関】	39
【表 2-20 公演芸術専門人材支援事業(2017年)の概要】	42
【表 2-21 文化芸術機関研修団員支援事業(2017年)の概要】	43
【表 2-22 現場芸術人材支援事業の評価方法】	43
【表 2-23 詳細評価指標】	44
【表 2-24 創作準備金支援事業の概要】	45
【表 2-25 事業満足度調査(アンケート調査)の項目】	46
【表 2-26 コンテンツ価値評価制度の対象】	47
【表 2-27 組織能力評価モデル(改善案)】	48
【表 2-28 社会的価値の評価のための観点】	49
【表 2-29 評価方式】	49
【表 2-30 芸術活動の経済的価値評価に関する主な研究事例】	50
【表 2-31 令和7年度 舞台芸術等総合支援事業 公演創造活動 審査基準】	53
【表 2-32 クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業の概要】	54

【表 2-33 卓越研究員事業の追跡調査実施状況】.....	57
【表 2-34 卓越研究員事業(LEADER)の追跡調査の内容】.....	58
【表 2-35 最先端研究開発支援プログラム(FIRST)追跡評価の事業の概要】.....	61
【表 2-36 最先端研究開発支援プログラム(FIRST)追跡評価の調査項目と調査内容】.....	62
【表 2-37 最先端研究開発支援プログラム(FIRST)追跡評価のまとめ】.....	63
【表 3-1 日本型事業インパクトのロジックモデル案の KPI】.....	69



# 調査研究の概要

本報告書は、「令和6年度「文化行政調査研究」文化芸術活動がもたらす経済的・社会的影響等に関する調査研究事業」の報告書である。

調査期間は令和6年11月11日から令和7年3月31日で、概要は以下の通りである。

## (1) 調査研究の目的

近年、政府においてはエビデンスに基づく政策の企画立案の重要性が増している。文化政策においても、令和5年3月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画(第2期)－価値創造と社会・経済の活性化－」<sup>1</sup>において、計画推進のために必要な取組として、社会課題に適時的確に対応するための政策形成・評価と体制構築、特に多様なデータと分析に基づくロジックモデルの構築、モニタリング指標やデータに基づく実態把握等の必要性が指摘されているところである。

これまで文化庁では、「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関する調査研究事業」(平成27年度)、「文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究」(平成29年度～令和5年度)<sup>2</sup>において、文化産業の経済的影響の数値化に向けた調査研究を実施し、これにより、我が国における文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価(文化サテライト勘定:CSA)の手法・枠組みの開発や文化サテライト勘定を取り巻く国際的な動向の把握等については、一定の成果が得られた。

本調査研究は、「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関する調査研究事業」(平成27年度)から10年を迎えるにあたり、国際的な動向のほか、当時着目していなかった個々のアーティスト等のクリエイターがもたらす経済的な影響や効果も含め、新たな評価手法や学術的な動向を把握、整理することを目的として実施するものである。

---

1 「文化芸術推進基本計画(第2期)－価値創造と社会・経済の活性化－」

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/hoshin/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/)

2 「文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究」(平成29年度～令和5年度)、平成27年度「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関する調査研究事業」

[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/bunka\\_gyosei/93900901.html](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/bunka_gyosei/93900901.html)

## (2)業務内容

本調査研究の内容と具体的な方法は次のとおりである。

(1)平成 27 年度「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関する調査研究事業」の結果を踏まえ、文化芸術活動、アーティスト等のクリエイターがもたらす経済的・社会的効果の先行事例調査を行う。

平成 27 年度調査で取り上げている文化施設・文化イベント等がもたらす経済効果、経済規模以外の、文化芸術活動、特に個々のアーティスト等のクリエイターの活動がもたらす経済的効果の数値評価手法について調査する。調査対象としては、英国や米国、カナダ、韓国の政府のほか、各国のアーツカウンシル等が活用している評価・分析手法やロジックモデルに加えて、一定期間のクリエイター等の活動の経済的・社会的影響の数値的な評価手法などとする。

(2)文化芸術活動に限定せず、若手の活動を支援するプログラム(JSPSの研究者養成事業等)等、成果を把握するまで中長期の期間を要するプログラムを参照し、個々の活動や成果、またそうした支援事業の評価手法の整理を行う。調査した各手法について、特徴や課題等の整理・分析を行う。

## (3)研究会の設置

下記のメンバーから成る研究会を設置し、助言・指導を受けた。

藤川 清史 (愛知学院大学経済学部教授:経済統計学)

八木 匡 (同志社大学経済学部教授:文化経済学)

矢根 遥佳 (立命館大学国際関係学部准教授:国際経済学)

(敬称略:役職は令和 6 年度現在)

# 1. アーティスト等クリエイターがもたらす経済的影響の計測に向けての基本的な考え方

## 1.1 アーティスト等クリエイターの定義

本調査は、アーティスト等クリエイターがもたらす経済的影響がテーマであるが、まず、経済的影響をもたらす主体であるアーティスト等クリエイターの定義をしておく。

統計的にはアーティスト等クリエイターという区分はないが、我が国の3つの関連統計等では、次のような職業区分があり、これらを職業からみたアーティスト等クリエイターの範疇と考えることができる。

【表 1-1 アーティスト等クリエイターの職業上の分類】

厚生労働省編職業分類表	国勢調査	就業構造基本調査
・著述家(翻訳家を除く) ・翻訳家 ・記者、編集者	・著述家	・著述家 ・記者、編集者
・美術家、イラストレーター ・写真家、映像撮影者	・彫刻家・画家・工芸美術家 ・写真家・映像撮影者	・彫刻家、画家、工芸美術家 ・写真家、映像撮影者
・ウェブデザイナー ・グラフィックデザイナー ・その他のデザイナー	・デザイナー	・デザイナー
・音楽家 ・舞踊家、俳優、演芸家 ・プロデューサー、演出家	・音楽家 ・舞踊家、俳優、演出家、 演芸家	・音楽家 ・舞踊家、俳優、演出家、 演芸家

注 1: いずれも小分類

注 2: 「その他のデザイナー」にはCG制作者、キャラクターデザイナーなど多様な職業が含まれている。

注 3: 個人教授(音楽、舞踊、俳優、演出、演芸)は除いている。

〔資料: 令和4年版厚生労働省編職業分類表(厚生労働省)、令和2年国勢調査(総務省)、令和4年就業構造基本調査(総務省)〕

## 1.2 我が国のアーティスト等クリエイターの数

国勢調査及び就業構造基本調査によれば、我が国のアーティスト等クリエイターの数は、約 40 万人～60 万人<sup>3</sup>となっている。このうちの約半数はデザイナー（ウェブデザイナー、グラフィックデザイナー、その他のデザイナー）である。また全就業者の約 0.9%である<sup>4</sup>。

【表 1-2 アーティスト等クリエイターの人口】

(単位:人)

	国勢調査	就業構造基本調査
著述家	30,130	38,600
彫刻家、画家、工芸美術家	47,320	73,600
デザイナー	201,100	271,800
写真家、映像撮影者	69,170	80,300
音楽家	26,080	33,700
舞踊家、俳優、演出家、演芸家	62,160	87,000
合計	435,960	585,000

(資料:令和 2 年国勢調査(総務省)、令和 4 年就業構造基本調査(総務省))

3 2 つの調査は対象者の抽出方法や調査時期に違いがある。国勢調査は全数調査、就業構造基本調査は標本調査で、国勢調査は令和 2 年調査の結果をもとに、また、就業構造基本調査は令和 4 年調査の結果をもとにアーティスト等クリエイター数を算出している。

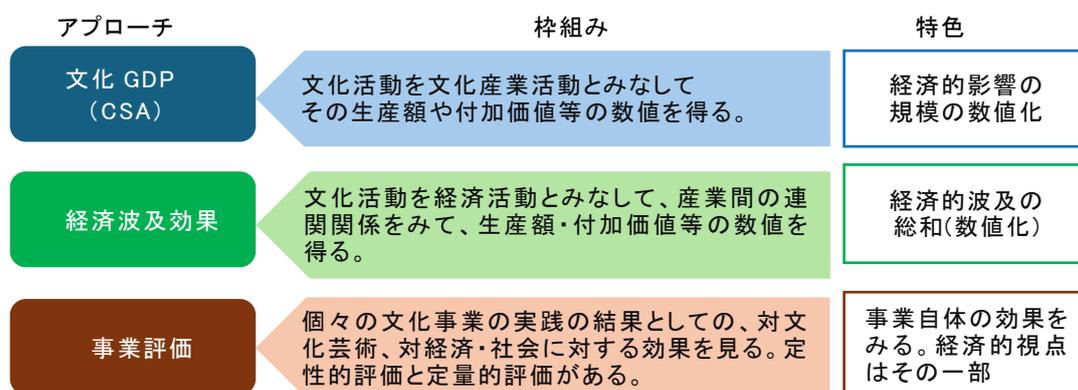
4 令和 4 年就業構造基本調査(総務省)による。

## 1.3 経済的影響の計測へのアプローチ

### 1.3.1 3つのアプローチ

アーティスト等クリエイターの経済的・社会的影響を計測するアプローチは、「経済的影響をみること」「計測(数値化)」の2つのファクターを加味すれば、現状では3つのアプローチがある。

【図 1-1 アーティスト等クリエイターの経済的・社会的影響をみる3つのアプローチ】



3つのアプローチには、それぞれ異なる目的があり、枠組みや手法も異なっている。また経済的な視点やその数値化志向にもちがいがある。

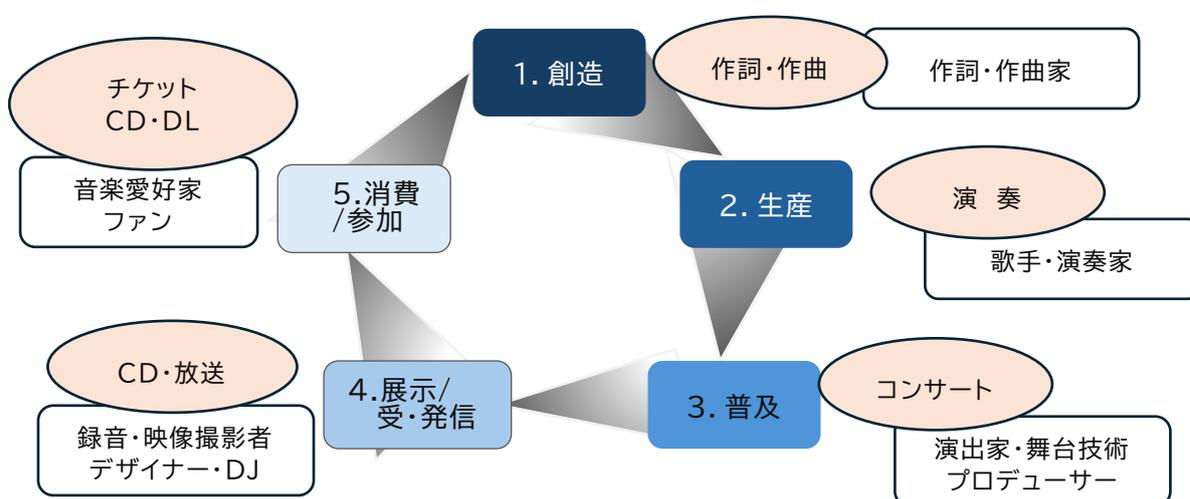
以下、この3つのアプローチのアーティスト等クリエイター、すなわち「人」がその枠組みの中でどのように位置づけられているかをみていき、その「人」による経済的・社会的影響がどのように表れるかをみていく。

### 1.3.2 文化GDP推計からのアプローチ

文化GDPの推計は、文化活動を文化産業とみなすことで成り立っている。文化創造活動のサイクルを、それぞれのステージで文化商品が生産され流通し、消費されると考え、数値化している。

下図は、それを音楽分野の場合にあてはめたものである。

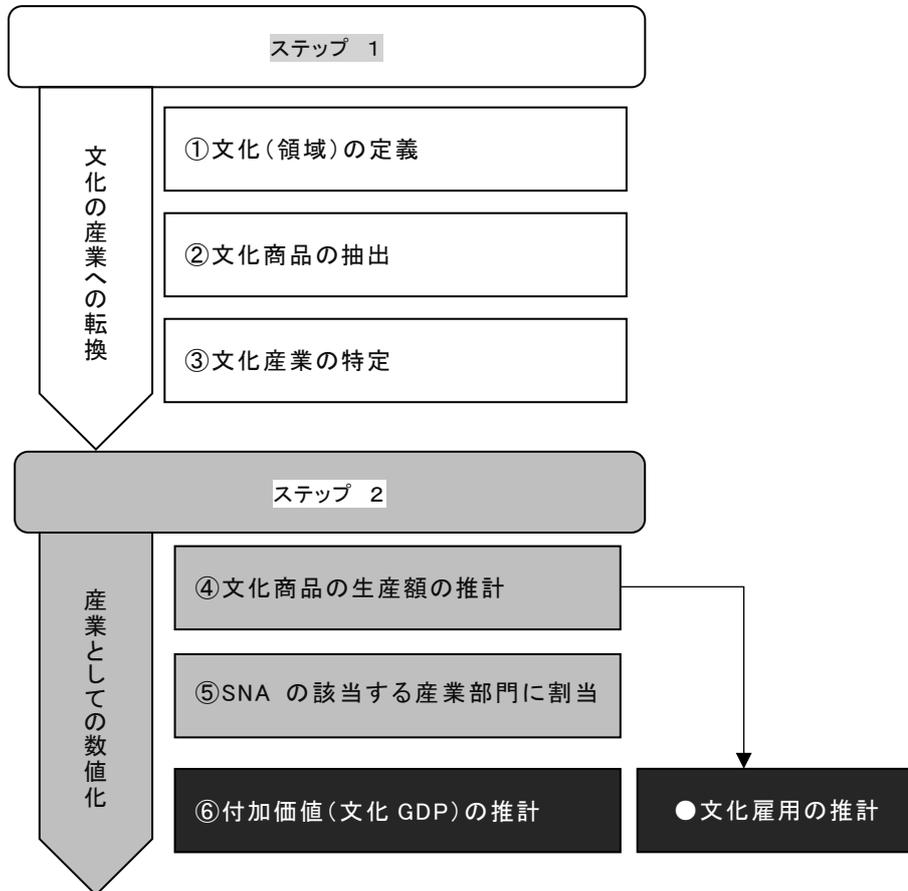
【図 1-2 音楽における文化の循環】



〔資料:ユネスコ統計局(2015)“Culture Satellite Account: An Examination of Current Methodologies and Country Experiences”をもとに作成〕

文化GDPの算出では、文化活動を文化産業活動ととらえるが、それはこの図のような循環的な構造で、循環の各ステージで、アーティスト等クリエイターが活動している。音楽でいえば、作詞・作曲家は創造ステージで、歌手や演奏家は生産・普及等のステージで活動する。このような文化GDPの算出は、次のような手順で行われる。

【図 1-3 文化GDP算出の手順と文化雇用推計】



〔資料:平成 30 年度「文化行政調査研究」文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究 (シー・ディー・アイ)から作成〕

このように、CSA(文化サテライト勘定)推計は、文化活動を文化産業ととらえて数値化するアプローチをとっている。このアプローチでは、文化活動の主体であるアーティスト等クリエイターは文化商品(財・サービス)の生産者としてとらえられている。具体的には、生産額から雇用数が推計されている<sup>5</sup>。

このように、CSAアプローチは、生産量(規模)、雇用(数)などの「(結果としての)規模」をみるのには適しているが、アーティスト等クリエイターの経済的・社会的影響といった連関や動態をみるのにはあまり適していないといえる。

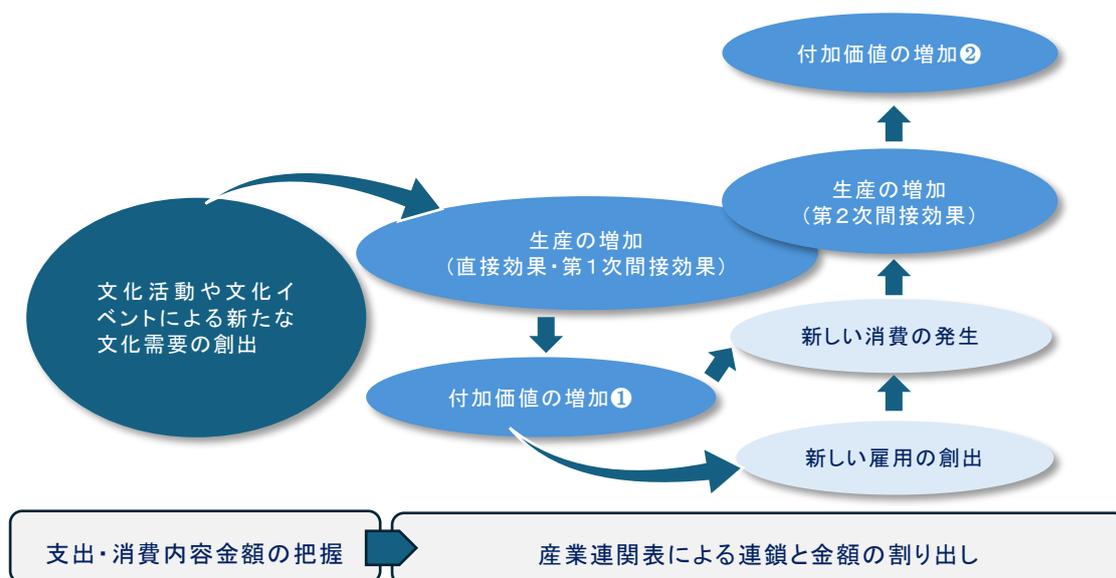
<sup>5</sup> 雇用数は、生産額に雇用係数を乗じて推計する。雇用係数は、産業連関表の従業者総数を対応する産業の生産額で除して求める。

### 1.3.3 文化の経済的波及効果推計からのアプローチ

文化GDP推計(CSA)の枠組みは、「何が文化商品であって、それはどこで生産され、そこで産み出される価値(付加価値)はどれくらいか」という規模測定の枠組みである。これに対して経済波及効果は、「新しい文化商品に対する需要によって、どのような生産が誘発されるのか」という考え方をする。またCSAは生産側からのアプローチであるのに対して、経済波及効果は支出(最終需要)からアプローチする。

単純化すると、CSAは文化商品を通して文化活動・文化現象の構造・規模を見ようとする。一方、経済波及効果は波及するところまで含めて広くその動態・連鎖をみようとする。

【図 1-4 文化の経済波及効果の考え方と基本操作】



【表 1-3 事例:『GENKYO 横尾忠則』展(大分県立美術館)の経済波及効果推計】

< 域内(県内)波及効果 >

(単位:千円)

項目	直接効果 a	第1次間接効果	第2次間接効果	経済波及効果 (合計)b	乗数 (b/a)倍
開催事業費	3,947	792	901	5,640	1.4
来場者の 付帯的消費額	84,325	23,328	12,333	119,987	1.4
合計	88,273	24,121	13,234	125,628	1.4

<域外(全国)波及効果>

(単位:千円)

項目	直接効果 a	第1次間接効果	第2次間接効果	経済波及効果 (合計)b	乗数 (b/a)倍
開催事業費	7,978	5,381	3,198	16,558	2.1
来場者の 付帯的消費額	46,707	33,114	18,217	98,038	2.1
合計	54,686	38,494	21,416	114,596	2.1

(注)域内(県内)波及効果は、平成27年大分県産業連関表の36部門表を用いて推計。域外(全国)波及効果は、平成27年産業連関表(全国表)の37部門表を用いて推計。どちらの数値も端数を四捨五入している。

(資料:「令和3年度「日本博」開催に係る効果検証」(富士通総研))

経済波及効果推計のアプローチは、動態・連鎖をみる点で規模・構造をみる文化GDPアプローチとは異なるが、経済的・社会的影響(効果・インパクト)をみるのには適しているといえる。しかし、消費(需要)から始まり、産業連関表をベースにして数値を推計する方法は、文化GDPアプローチ同様に「人」の視点は弱く、ここでも雇用と消費(者)として人は登場するにとどまる。

ただ、このアプローチは、文化事業の経済的波及効果や地域経済への波及効果を語るうえで、わかりやすいエビデンスとして機能する。そのために我が国では、文化事業に対する公的支出の根拠及び政策的な効果を示すツールとして利用されている。

また、このアプローチは、「文化活動や文化イベントによる新たな文化需要の創出」部分を、「アーティストによる新たな文化需要の創出」と読み替えて、アーティストの活動による経済波及効果測定に援用される場合がある。例えば、ある歌手のコンサートの事業効果を、観客の消費総額をアンケート調査等で把握し、産業連関表を使って波及効果を推計し、その数値をその歌手の「経済波及効果」とみなすやり方である<sup>6</sup>。

6 例えば、米国のロック歌手 T.スウィフトの東京でのツアー・コンサート(4日間)の経済波及効果は341億円と推計されている。これにはチケット売上54億円、観客の交通費8億円、宿泊費10億円といった直接効果が含まれている。彼女の海外ツアーの経済効果は米国のGDPに貢献し、「スウィフトノミクス」といわれた。

(Japan Times、2013.8 : <https://www.japantimes.co.jp/business/2024/02/08/economy/taylor-swift-economic-impact-swiftonomics/> 2025年3月19日最終閲覧)

### 1.3.4 助成事業評価からのアプローチ

前の 2 節では、アーティスト等クリエイターの経済的・社会的影響の計測について、文化 GDP 推計からのアプローチと文化の経済波及効果推計からのアプローチの 2 つのアプローチについて概観した。これらのアプローチは、文化活動を産業活動とみなし、産業活動に関する数値を利用して数値化している。またそこでは、アーティスト等クリエイターは、職業的グループとしてあらわれ、このグループの主に経済的パフォーマンスをマクロの視点でとらえて数値化しようとするものであった。そのため、アーティスト等クリエイターの創造活動の経済的・社会的影響を、「人」の側からとらえにくい構造をもっていることも明らかになった。

これらマクロの視点を持ったアプローチの他に、アーティスト等クリエイターの文化芸術活動の経済的・社会的影響をより主体的に、またミクロの視点でみるアプローチとして、アーティスト等クリエイターに対する公的助成の評価方式がある。

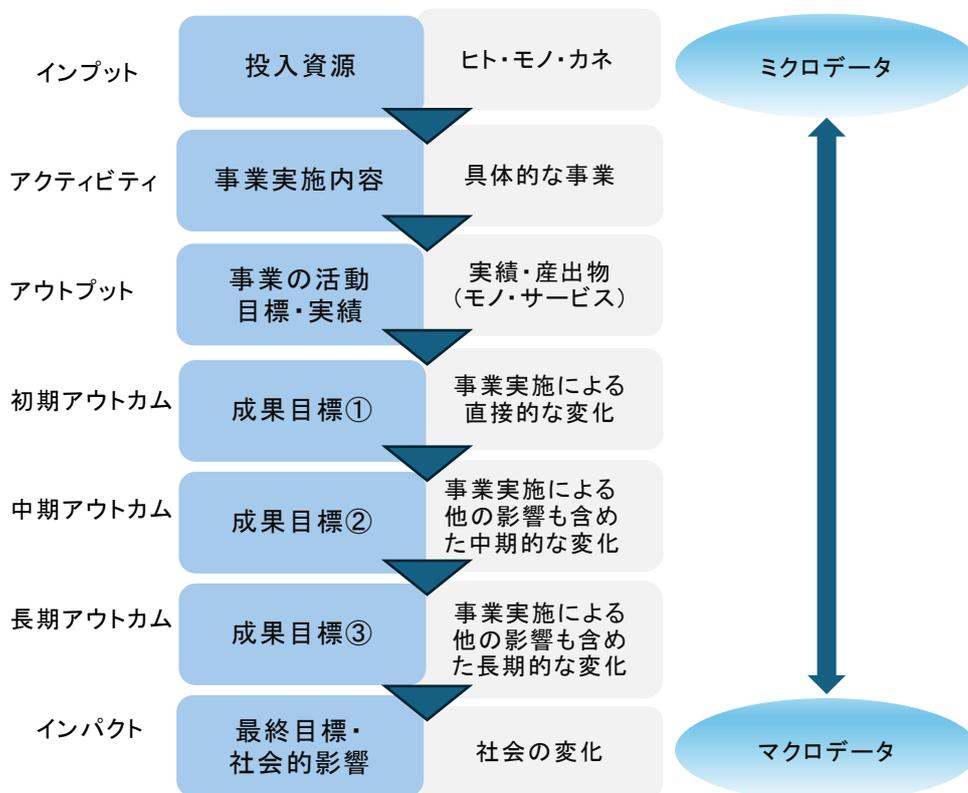
助成を通じてアーティスト等クリエイターに新しい動きや活動が生まれるが、その活動は社会や経済に対して何らかの影響を与える。その波及と構造をみることで、アーティスト等クリエイターの文化芸術活動の多様な経済的・社会的影響のモデルをみることができると考えられる。

このアプローチは、産業連関分析とは異なる波及効果へのアプローチであり、また創造活動をはじめから産業活動とはみないところからスタートするものである。

公的な財源を使う助成事業の実施にあたっては、その助成事業が結果として社会・経済に対してどのような好ましい影響をもたらしたかをみる事業評価が行われる。これを文化芸術活動の経済的・社会的影響のひとつのひな型としてとらえることができる。そこには、今後、アーティスト等クリエイターの文化芸術活動の経済的・社会的影響の計測やその可視化に向けてヒントがあると考えられる。

助成事業評価アプローチの特徴は、前述の 2 つのアプローチに比べて、はじめから数値を前提としないことである。助成事業のロジックモデルを組み立て、その成果や効果をロジックモデルに即して検証・評価しようとし、さらに検証・評価結果をできるだけ客観的な指標で表そうとするが、その指標が数値化へとつながっている。この点で、数値化はあとから出てくる要素である。

【図 1-5 ロジックモデルの構造と数値化】



このアプローチは、前述の 2 つのアプローチに比べれば、「数値化には弱い、人による創造活動にはより近い」という特徴をもっていると考えられる。そして、前述の 2 つのアプローチの概観からもわかったように、2 つのアプローチはその延長や細分化だけでは「アーティスト等クリエイターによる経済的・社会的影響」の計測は難しい。そこで、この助成事業の評価アプローチのロジックモデルを参照し、前述の 2 つのアプローチの有する数値化への視点をマクロデータの部分で活用していくというのが、現段階で考えられる方向性ではないかと思われる。

こうした考えから、以下はロジックモデルがベースになっている諸外国の文化芸術分野等の助成事業とその評価プログラムについてみていくこととする。

## 2. 諸外国の文化芸術助成事業とその評価

### 2.1 文化助成事業とその評価の一般的な枠組み

諸外国の文化助成事業とその評価について概観するにあたり、その手法に関する一般的な枠組みを下表に示す。諸外国及び我が国の評価の枠組みは、事業の特性や目指す評価内容に即して、ここに示す要素の取捨選択・組み合わせによって構成されている。

調査方法としてはアンケートやインタビューが多く用いられ、評価方法としては定性的評価・定量的評価の2つの区分でレビュー法が用いられているケースが多い。

【表 2-1 事業評価の分析手法の体系】

		調査法		手法区分	評価法
		情報収集	データ収集		
調査分析評価手法	単純評価	インタビュー(関係者) ヒアリング(専門家)		定性的評価	ピアレビュー法 パネル法
		既存統計 実在データ		半定量的評価	評点法 比較評価法
	複合評価	アンケート調査 事例調査 インタビュー(関係者) ヒアリング(専門家) 顧客調査 社会調査		定性的評価	ピアレビュー法 エキスパート・レビュー法 パネル法
				半定量的評価	評点法 比較評価法
		アンケート調査 事例調査 既存統計 実在データ 申請・管理データ データマイニング その他メジャメント		定量的評価	指標法 単一指標法、複合指標法 比較評価法 対計画比、対比較年度比 コントロールグループアプローチ (対照群・比較群アプローチ) 事前事後比較、非実行仮説 ランキング ポートフォリオ ベンチマーク
				総合評価	システム評価法 シナリオプランニング、 ロードマップ ディビジョンマネジメント評価 ロジック評価法 ファクツ評価法、ケース評価法 レトロスコピック評価法 (歴史的遡及) レビュー法 デルファイ法、フォーサイト、 フォーカスグループ

<用語の説明>

ピアレビュー法	当該分野の専門家(ピア)同士で提出された研究成果や提案内容を評価する手法。学術論文の評価ではよく用いられる手法。
パネル法	同じ対象を一定期間にわたって繰り返し観察する方法で、対象が時間とともにどのように変化していくのかを追跡する手法。
エキスパート・レビュー法	特定の分野やテーマについて専門知識を持つ人々(エキスパート)から意見や評価を得る手法。
コントロールグループアプローチ	調査において、効果や因果関係を明確にするために用いられる方法。このアプローチでは、比較を行うために2つ以上のグループを設定する。
非実行仮説	ある処置や要因が結果に影響を与えないという前提を立て、それが正しいかどうかを統計的に検証する手法。
ポートフォリオ	対象者の経験やスキル、成果物を分析する方法。
ベンチマーク	特定の基準や標準を設定し、それに基づいて対象を評価する方法。
システム評価法	プロジェクトが目標を達成しているかどうか、または有効性や効率性を測定するための手法。
シナリオプランニング	未来の不確実性を考慮して複数の可能性ある状況(シナリオ)を想定し、それぞれの状況における対応策を検討する方法。
ロードマップ	研究成果などの質を評価し、その内容が信頼性や適切性を備えているかどうかを確認するためのプロセス。通常、同じ分野のピアレビューを行い、研究の方法、データ分析、結論などが妥当かどうかを評価する。
ディジションマネージメント評価	意思決定の質を向上させるための手法やプロセスを評価すること。
ロジック評価法	プロジェクトが達成しようとしている目標を明確にし、その目標に向けた活動や結果を論理的に結びつけるフレームワークを使用する手法。
ファクツ評価法	ファクト(事実)に基づく評価方法で、エビデンスベース評価(Evidence-Based Evaluation)や目標基準評価などがある。
ケース評価法	特定の事例やケースを詳細に分析し、その結果を基に評価を行う手法。
レトロスコピック評価法(歴史的遡及)	過去のデータや事例を遡って分析することで、現在の状況や未来の計画に役立てる評価手法。この方法は、特に長期的な影響や成果を評価する際に有効であり、政策や研究開発の分野で広く活用される。
レビュー法	プロジェクトやプログラム、政策などを評価する際に、専門家や関係者が計画や成果を評価・見直す手法の総称。
デルファイ法	複数の専門家から意見を収集し、意見の収束を図ることで、未来予測や意思決定を行う手法。
フォーサイト	未来の予測や可能性を活用して、現在のプログラムやプロジェクトの評価を行う方法。
フォーカスグループ	特定のテーマや課題について深く理解するために少人数のグループディスカッションを行う方法。

(資料:「我が国における研究開発関連課題に対する追跡評価の全体的状況とその含意」(平澤冷、2012)  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_\\_\\_icsFiles/afieldfile/2013/01/09/1329548\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/___icsFiles/afieldfile/2013/01/09/1329548_01.pdf) (2025年3月19日最終閲覧)より作成)

## 2.2 英国

英国では、政府(具体的には文化・メディア・スポーツ省(Department for Culture, Media and Sports ; 以下 DCMS))が政策を立案し、政策の執行は DCMS とは異なる機関が担当する。政策執行の中心的な機関がアーツカウンシル・イングランド(Arts Council England : ACE)である。ACE はアームズ・レングス公共機関といわれ、文化芸術活動の内容に政府は原則的に関与しないというアームズ・レングスの原則に基づく機関のひとつである。

### 2.2.1 ACE の助成事業とその評価

ACE では、国民の文化芸術活動に対して、いろいろな助成を行っている。この助成の主な対象は文化芸術団体とその事業である。直近の助成事業のうちの 2 件が、団体や事業ではなく直接アーティスト及びクリエイターが対象となっている。

【表 2-2 ACE の「人」に対する助成事業の概要】

制度	概要
National Lottery Project Grants (NLPG)	芸術、図書館、博物館のプロジェクトに取り組む何千もの個人アーティスト、コミュニティ、文化団体に対する支援。この基金は常時募集しており、1,000 ポンド(約 18 万円)から 100,000 ポンド(約 1,800 万円)以上の助成金を申請できる。
Developing Your Creative Practice (DYCP)	研究、旅行、トレーニング、アイデアの開発、ネットワーキング、メンタリングなどを通じて、実践を次の段階に進める準備ができている個々の文化的及び創造的な実践者を支援する。前回(2022年～2023年バージョン)は高い需要が見られ、2,600 件を超える申請が寄せられた。前回は 480 万ポンド(約 8 億 4,000 万円)以上を投資し、411 人の個人が仕事に取り組むことを支援した。

(注)円換算は、当該事業実施年の IMF(国際通貨基金)の年次換算レートを用いている。以下、£ 以外の通貨についても同じ。

以下、2 つの助成事業について、その事業評価も含めて概要をみている。

## ■National Lottery Project Grants(NLPG)の概要とその評価

芸術、図書館、博物館のプロジェクトに取り組む個人アーティスト、コミュニティ、文化団体に対する支援で、「人」への支援も含まれるが、団体に対する支援も含まれている。

【表 2-3 National Lottery Project Grants(NLPG)の概要】

項目	概要
目的	・ACEの2020～2030年の戦略「Let's Create」に沿った、また、公的資金の面で十分に代表されていないコミュニティに対する投資。
申請者要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人及び団体</li> <li>・イングランドまたは英国全域に拠点を置いていること (居住または事業所がある)</li> <li>・18歳以上であること (団体には18歳以上の責任者がいなければならない) など</li> </ul>
ジャンル	フェスティバルやカーニバルを含む複合芸術/ダンス/図書館/文学/音楽/博物館とコレクション/演劇/視覚芸術
助成件数	・前回(2022～2023年バージョン)は411件
助成期間	・最長3年間
助成額	£30,000 以下 £30,001～£100,000 £100,001 以上 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> の3区分(審査内容が異なる) <small>※£100,000=約1,800万円</small>

この助成事業の事後評価及び進捗管理に関する内容は、「Delivery Plan 2021-2024 Report」であらかじめ設定されている。その評価の視点等は次の通りである<sup>7</sup>。

<sup>7</sup> <https://www.artscouncil.org.uk/sites/default/files/2025-03/Delivery%20Plan%202021-24%20Report.pdf> (2025年3月19日最終閲覧)

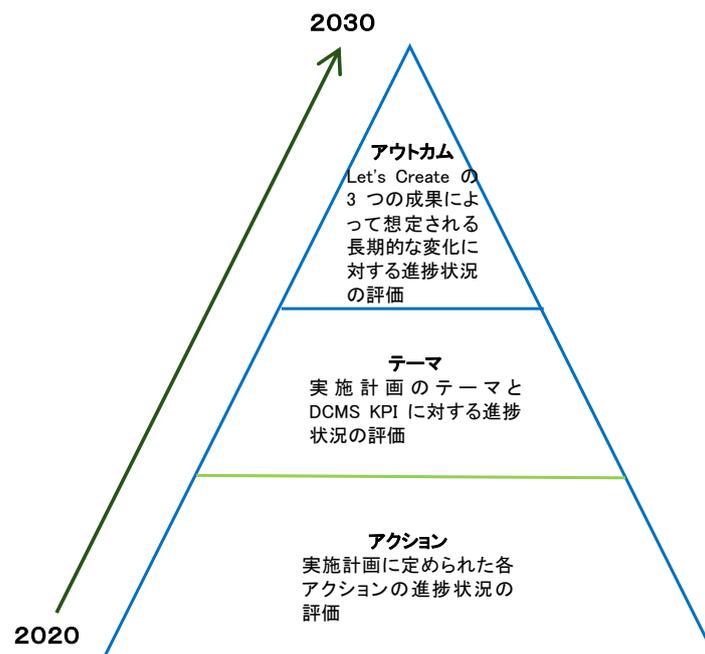
## “Delivery Plan 2021-2024 Report” (ACE) の事業評価における影響測定

Let's Create のインパクトの測定は、インパクトのフレームワークを設定して行われている。このフレームワークは、3つのレベルのカテゴリーの長期成果を目的としている。

- ①クリエイティブな人々(人的資源の創出)
- ②文化的なコミュニティ(コミュニティの維持)
- ③クリエイティブで文化的な国(国レベルの戦略)

また枠組みの構造は、シンプルで、下図のようなピラミッド構造としている。

【図 2-1 “Delivery Plan 2021-2024 Report”のインパクト評価のフレームワーク】



さらに、この長期目的(成果)の達成に向けた進捗状況と、各実施計画に定められた作業を追跡及び報告する方法を定めたパフォーマンス測定基準のセットも作成されている。このセットによって、投資する人々、そしてより広範な文化セクターがもたらす影響をより明確に説明しようとしている。

このうちの、クリエイティブな人々(人的資源の創出)に関しては、次のような測定基準が設定されている。

- アウトカム: 誰もが生涯を通じて創造性を発揮し、表現することができる。
- 指標: ①楽器演奏や創作活動などに、より幅広い人々が参加している。  
②あらゆる背景を持つ、より多くの子どもたちや若者たちが、創造性の開発に参加し、進歩する。
- データとエビデンス:  
①英国で創造的活動に参加している個人の年齢、性別、民族、障害、社会経済的内訳別の人口統計。

インパクト評価ではあるが、短期的には事業の直接的なインパクトが中心で、進捗管理や事業のフレームワークに沿った目的の達成度合いをチェックするという色合いも強い。間接的・波及的なインパクトの評価は、長期期で包括的なものとされている。

## ■Developing Your Creative Practice (DYCP)の概要とその評価

「実践を次の段階に進める準備ができている個々の文化的及び創造的な実践者を支援」するとされており、アーティスト及びクリエイター個人が対象となっている。

【表 2-4 Developing Your Creative Practice(DYCP)の概要】

項目	概要
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーティスト/クリエイターが創造に時間と資金を投入できるように助成金を提供。</li> <li>・創造性、研究、実験、リスクテイクを奨励し、アーティスト/クリエイターが創造的な実践とキャリアで進歩し、豊かになることを目的としている。</li> </ul>
申請者要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のアーティスト/クリエイター</li> </ul>
ジャンル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合芸術/ダンス/図書館/文学/音楽/博物館/演劇/視覚芸術/映像/その他</li> </ul>
年間助成件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3,670 人の個人に 3,300 万ポンド(申請数18,000 件)</li> </ul>
助成期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最長 1 年間</li> </ul>
助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・£2,000 ～£10,000 ※£10,000=約 180 万円</li> </ul>

この事後的な事業評価の概要は次のようなものである<sup>8</sup>。

### ＜事業評価の基本的な枠組み＞

- ・事業の幅広いステークホルダーに対するインタビュー調査と既存文献・データの組み合わせで、事業評価は成り立っている。
- ・DYCP プログラムの構造や運用に関する評価、改善すべき点の指摘
- ・応募者とのコミュニケーションのあり方

### ＜事業評価の手法＞

- ・外部組織によるスコープ設定インタビュー  
DYCP に関与する ACE のスタッフと上級リーダー 2 名。
- ・プロジェクト文書のレビュー  
ガイダンス、申請及び活動フォームなどの一般向け DYCP 資料、及び内部評価資料のレビュー。
- ・モニタリングデータの分析  
申請プロセスとプロジェクト活動終了フォームを通じて収集されたモニタリングデータのレビュー及び分析。

8 “Arts Council England’s Developing Your Creative Practice programme (Independent evaluation)”  
<https://www.artscouncil.org.uk/dyccp/developing-your-creative-practice-independent-evaluation>  
 (2025 年 3 月 19 日最終閲覧)

<評価内容>

- ①期待された成果の達成度
- ②個人がこの分野でキャリアを維持するのに役立ったか?
- ③個人に対する影響
- ④実施方法の評価・改善点
- ⑤博物館や図書館の分野での特定の障壁はあるか?
- ⑥DYCPの今後の開発に向けて、改善すべき点
- ⑦不合格となった応募者が再申請の際に直面する障壁
- ⑧適切な次のステップを踏むのに特に役立ったことはあるか?

<ロジックモデル>

【表 2-5 Developing Your Creative Practice(DYCP)のロジックモデルと評価方法】

実施内容	根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公的資金の削減が個人の専門職に不均衡に影響を与えている。これにより、委託料や発表料が減少し、プログラム内容が保守的になっている。</li> <li>■アーツカウンシルの既存の資金調達制度では、公的な成果を達成することが条件となり、そのため研究開発(R&amp;D)や執筆の時間が制約されている。</li> <li>■個々の収入の減少が、保護対象属性を持つ専門職が創造的なキャリアを維持する可能性を制限している。</li> <li>■創造的開発への投資不足が、リスクを取ることや実践の発展に直接的な影響を及ぼしている。</li> </ul>
	活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>■アーティスト国際開発基金を拡張し、非公的な活動を行う専門職を支援する。</li> <li>■NPOが個人専門職を支援する際の期待を明確化する。</li> </ul>
期待される結果	成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人の専門職が自らの実践を発展させるための支援を受ける。</li> <li>●保護対象属性を持つ専門職が創造的なキャリアを維持できる範囲が拡大する。</li> <li>●適切で強力なパートナーシップとネットワークを構築する時間が確保され、より持続可能なキャリアが実現する。</li> <li>●長期的には、より質の高い革新的な作品が一般に提供される。</li> </ul>
	短期的な変化 (プログラム期間中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●より多くの個人アーティストが、深みと厳密さを備えた活動を行うための時間を得る。</li> <li>●実験する時間が増えることで、より質の高い革新的な作品が生まれる。</li> <li>●個人の専門職が、大規模な組織に依存せず、自らの発展を指揮できるようになる。</li> <li>●多様な専門職によるACE資金プログラムへの関与が増加する。</li> <li>●協力関係やネットワークが向上し、成果の共有やリスクテイクが促進される。</li> </ul>

	<p>中長期的な変化 (プログラム終了時に向けて)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般向けに発表される質の高い作品が増加する。</li> <li>●創造的な専門職が、より長期のキャリアを維持できる。</li> <li>●個人の専門職が、将来の協力や作品発表に向けたより良いネットワークを構築できる。</li> <li>●多様な専門職のリーダーシップの潜在能力と実践が向上する。</li> </ul>
	<p>影響と戦略的目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アーティストが野心、才能、技能を最大限に発揮した芸術作品や文化的体験を提供する。</li> <li>●より多くのアーティストが国際的に作品を輸出し、訪問者が英国を訪れる理由として芸術と文化を挙げる。</li> <li>●アーティストが創り出す作品が、現代の英国の多様性を反映している。</li> </ul>

## 2.2.2 アーツカウンシル・イングランドの助成事業とその評価

アームズ・レングスの原則によって、アーツカウンシル・イングランド(Arts Council England : ACE)は DCMS の傘下の機関ではあるが、一定の独立性をもち、政府の文化芸術に関する助成金その他の分配等を行っている。したがって ACE は、文化芸術の「現場」<sup>9</sup>と直接接している。英国における、文化芸術の現場は伝統的に、地方分権とウェルビーイングという2つの要素をもっている。

また直近では“Let’s Create”が、ACE の 2020～2030 年を期間とする基本行動計画となっている。この計画では 3 つの基本戦略が掲げられている。

- ①クリエイティブな人々:誰もが生涯を通じて創造性を育み、表現することができること。
- ②文化的なコミュニティ:協働的なアプローチで、村、町、都市が繁栄すること。
- ③クリエイティブで文化的な国:イングランドの文化部門は革新的で協力的、かつ国際的であること。

ACE の活動は、この基本理念にそって行われる。そのために ACE の調査研究、データ整備の枠組みも、それを反映している。

そのため、ACE の公表する調査結果やデータセットもこれを反映して、補助事業、各種プロジェクトの事業評価が多い。また支援・補助する文化芸術団体に関する調査やデータが多いのも特徴である。

<sup>9</sup> ACE の「現場」は文化芸術団体や個人以外に、図書館、博物館も ACE が管轄しているので、それらへの助成金等も ACE が管轄する。

事業評価の内容は、定性的調査と定量的調査を行っている。ただ、定量的調査は、参加者、収入などの事業の中身が数値化されてはいるが、経済的波及効果からの視点の事業評価は含んではいない。また、「人」の観点は希薄である<sup>10</sup>。

ただし前節で取り上げた 2 つの人に対する補助事業“National Lottery Project Grants (NLPG)” “Developing Your Creative Practice (DYCP)”とその評価は ACE が中心となって実施しているものである。

【表 2-6 ACE の調査・研究またはデータセット】

調査名	テーマ・概要
Canvas programme evaluation	ACE の補助事業である「マルチチャンネルネットワーク(Canvas)プロジェクト」の事業評価 (経済的影響分析までは及んでいない)
Developing your creative practice independent evaluation	フリーランスのアーティスト等の支援プログラム Developing Your Creative Practice の事業効果の測定 (短期・中期の区分で効果検証)
Creative local growth fund: evaluation	地域の芸術団体、企業、その他のパートナーシップ事業を通じて、文化が地域の経済成長に貢献できるようにするプログラムの 9 プロジェクトの事業評価
Catalyst: Evolve evaluation	英国全土の 139 の芸術団体の支援プログラム Catalyst: Evolve プログラム(期間 3 年)の事業評価
Random acts network centres evaluation	テレビネットワークと連携し、5 ヶ所の拠点で行われた多様な若手アーティストを発掘、紹介するプロジェクト(2015～2018 年)の事業評価
International activity report	英国の文化芸術団体の国際的活動の助成事業の事業評価
Cultural Freelancers Study 2024	英国のクリエイティブ及び文化部門のフリーランサーの実態調査

10 COVID-19 に関連するアーティスト・クリエイターの実態調査、英国の EU 離脱(Brexit)に関する影響調査等もあるが、ここでは触れていない。

### 2.2.3 英国の助成事業評価の現状

英国では、文化政策・事業に対する助成事業は広く行われている。しかし、文化芸術団体や文化プログラムに対する助成が主で、「人」に対する直接的な助成はあまりない。助成事業に対する事業評価も広く行われているが、文化芸術団体や文化プログラムに対する助成が主であることと関連して、「人」の視点からの事業評価もあまりない。

「人」に対する助成事業は、2種類のものがあり、ひとつはアーティスト等クリエイターの活動を広く支えるタイプのもので (**Developing Your Creative Practice**)、一種の所得支援的なもので、文化芸術の社会的基盤(人的資源)を維持する基礎的な助成であるといえる。

この助成事業の政策目標が「アーティスト等が創造に時間や費用があてられように資金を助成する」ことであるから、その評価(効果測定)は、アーティスト等の創造条件が良くなったかをチェックすることに主眼が置かれるのは当然である。また、政策遂行プログラムの効率性も主眼のひとつになる。

そしてその反面、広い波及効果(影響)である中長期的なアウトカムまでは評価は及ばない。政策(助成)目的が具体的であれば、その効果も具体的に検証するという典型的な例である。

もうひとつの **National Lottery Project Grants** は、助成額も大きく、期間も最長3年と長いものもある。この助成は、文化芸術振興を目指す総合的なものといえる。その評価は、事後的にもていねいに行われていて、中長期的な視野も持っている。中長期的な視野では、アーティスト個人のキャリア形成、コミュニティへの影響、国レベルでの影響の3つの視野があることが参考になる。

さらに、「発表作品数の増加」「国際的な輸出」「アート目的の海外からの来訪者の増加」といった、数値化へとつながる視点があることも参考になる。この視点は経済的な影響というところまで及ぶ可能性をもっている。

## 2.3 米国

米国では文化省や文化庁といった連邦レベルで文化を管轄する省庁はなく、「全米芸術基金(National Endowment for the Arts: NEA)が連邦レベルの文化芸術支援を行っている。NEA は大統領直轄の連邦政府内の独立機関である。基金と称しているが、基本財産は持たず、連邦予算がその財源である。

NEA の設置目的は「マッチング・グラント方式」の遂行である。この方式は、助成金を受取る芸術団体が、その助成金の他に、他機関、地方公共団体、民間財団などからも寄付を得て、事業の財源とする一種の「呼び水」的な補助金交付方式である。米国の芸術支援の伝統(民間主導・地方分権)のうえにたった政策展開といえる。

### 2.3.1 NEA の助成事業

NEA は 1965 年の設立以来、全米最大の芸術及び芸術教育の資金提供者となり、芸術に対する公的及び私的支援のプラットフォームとして、米国における文化芸術活動にとって不可欠な機関となっている。

NEA は、毎年平均 2,300 件を超える助成金及び協力協定を提供し、総額 1 億 1,700 万ドル(約 164 億円)を全米の芸術活動に提供している<sup>11</sup>。NEA の助成金受給者は、非営利団体、州及び地方自治体のユニットで、個人に直接支援は行われていない。

マッチング・グラント方式を基本としていて、模範的なプロジェクトを支援するために、1 ドルにつき 1 ドルのマッチング助成金を授与している。

その対象分野は次のような幅広いものである。

アクセシビリティ／博物館／アーティストコミュニティ／芸術教育／ダンス／音楽／ミュージカル／オペラ／演劇／視覚芸術／メディアアート／文学芸術／上演及び多分野にわたる作品／研究／デザインとクリエイティブな場所づくり／民俗芸術と伝統芸術／国際／州及び地域の芸術団体／地域の芸術団体

支援にあたっては、4 つの戦略目標があり、この目標にそって審査及び給付がなされる。給付状況は、戦略目標の 1 と 2 が、直接支援額の大半を占めている。(表 2-7)

---

11 以下の記述は“Fiscal Year 2022 Annual Performance Report”(NEA,2023)に基づく。

<https://www.arts.gov/about/publications/2022-annual-performance-report>(2025 年 3 月 19 日最終閲覧)

【表 2-7 NEA 助成の戦略】

戦略	内容
戦略目標 1	最高水準の卓越性を満たす芸術に対する支援(直接支援総額の約 43.9%)
戦略目標 2	全国各地で優れた芸術の様々な形態に対する一般の関心を高め、アクセスをもたらす事業への支援(直接支援総額の約 53.5%)
戦略目標 3	芸術の貢献に関する一般の知識と理解の促進(直接支援総額の約 2.6%)
戦略目標 4	組織の卓越性を通じて芸術基金の使命を実現する
横断的目標	戦略的パートナーシップと賞の授与を通じて、NEA が資金提供する活動が、全国の幅広い地理的分布を示し、十分なサービスを受けていない人々に届くようにする。

NEA は支援プログラムの考え方であるファンドマッチングに基づき、50 の州それぞれのアーツカウンシル組織と連携して支援プログラムを展開している。米国では、文化芸術活動、団体、個人を支援するファンドの数はきわめて多く、NEA はいわばそのプラットフォームの機能を果たしている。

### 2.3.2 NEA の助成事業の評価

こうした事情から、事業評価についても多様なプログラムがあるが、NEA が直接行う事業評価及びそれに関連する調査研究の概況は以下のようなものである。

#### ■NEA の研究及び評価の取組(2022 年度の概要)

ターゲットを絞った研究及び評価調査を通じて、国の文化インフラを強化するという目標をサポートしている。

2022 年度は、アメリカ救済計画(ARP)法により、ARP アウトリーチ活動の対象となった初めての助成金申請者と地元の芸術機関を調査した。2022 年度に完了した主な調査には、次のものがある。

## ■助成金の支給がアーティストのキャリア形成に与える影響の調査

目的	助成金支給が、アーティストのキャリアに与える短期的及び長期的な影響をより深く理解すること。
調査対象	NEA のプログラムとポリシーに情報を提供できるエビデンスの基盤を構築するための継続的な取組の一環として、長期にわたって NEA の支援の恩恵を受けている Mid Atlantic Arts がアレンジするプログラムである USArtists International (USAI)を通じて国際活動に参加した米国のアーティストを対象に調査。
内容	職業上の機会、職業上のネットワーク、職業上のスキルと学習、アーティストとしての認知度、創造性の5つの領域にわたって、USAI プログラムがアーティストの職業上の発展とキャリア上のメリットにどのように貢献しているかについての質問で構成。
調査結果	USAI 受給者に対するウェブベースの調査は、2020 年 10 月から 2021 年 9 月の間に USAI が資金提供する活動を完了した人を対象に、2022 年夏に実施された。37 人の助成金受給者が調査に参加する資格があり、助成金受給団体に所属する 27 人のアーティストが参加したため、回答率は合計 73%であった。 主な結果の中で、回答者の約半数が、USAI が支援する体験の結果として海外で 1 件以上の新規予約を獲得し、回答者の大多数(96%)が新しい国際的な専門家とのつながりを作ったと回答した。

## ■COVID-19 パンデミックに対応した助成の評価

対象事業の概要	2022 年度、アメリカ救済計画 (ARP) 助成金を競争的に交付し、「芸術分野の雇用を支援し、全国の芸術団体に門戸を開き、COVID-19 パンデミックへの対応と回復を支援する」ことを目指した。 ただし、NEA の通常の助成金プログラムとは異なり、ARP 助成金は芸術団体に一般的な運営支援を提供し、マッチング要件は含まれていなかった。また ARP に申請した団体の 41.0%が NEA への初めての申請者であった。その結果、ARP 助成金プログラムは、初めての申請者の NEA での経験について知る特別な機会を提供した。
調査対象	すべての初めての申請者(3,164 人)にアンケート調査を実施し、新規申請者が ARP 申請プロセスをどのように体験し、その過程でどのような課題に直面したかについてデータを収集した。
調査結果	①アンケート調査では、初めての申請者が今後も NEA と関わり続けるかどうかを質問した。アンケートの回答率は 26.5%で、初めての申請者から無作為に抽出したサンプルへのインタビューによって補完された。 ②調査の主な結果は、初めての申請者が ARP 助成金プログラムについて知る最も一般的な方法は州の芸術機関を通じてであること、さらに、小規模な組織で初めて申請する場合、競争が激しい中で、そもそも ARP 助成金の機会に申請することが望ましいかどうかを判断することが重要な課題である、などである。

### ■アメリカ救済計画(ARP)の地方芸術機関(LAA)の申請者と助成金受給者の調査

調査内容	2022 年度、助成金申請書(GAF)データを使用して記述分析を実施し、組織、活動関連、地域分布に関して、アメリカ救済計画(ARP)の地方芸術機関(LAA)の申請者と助成金受給者を調査。
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者と助成金受給者の区分は、指定文書、助成金申請ガイドライン、インタビュー、助成金受給者資料の定性分析を通じて定義。</li> <li>組織とサブアワード受給者の特性に基づいて申請者と受賞者に関する管理データを調査することに加えて、NEA 全体への初回申請者に焦点を当て、ARP LAA 申請者と助成金受給者のサンプルにインタビューを行っている。</li> </ul>

### ■クリエイティブ フォース臨床研究

調査内容	クリエイティブ フォース プログラムを通じて、軍人、退役軍人、及びその家族に対する創造芸術療法の生物学的、心理社会的、及び比較的費用対効果の影響と利点に関する継続的な臨床研究。
調査の進め方	研究助成金プログラムを通じて、芸術が個人やコミュニティに与える影響に関する研究に資金提供をしている。さらに、NEA のリサーチラボプログラムは、社会科学と行動科学に基づいた学際的な研究チームをサポートしている。両方のプログラムを通じて、芸術基金は研究者や芸術団体を招き、機関の 5 年間の研究計画に参加してもらっている。

### ■労働力におけるアーティスト: 2015 ~ 2019 年の全国及び州の推定値

調査内容	2015~2019 年を対象としたアメリカコミュニティ調査データから得られた労働力におけるアーティストの全国及び州レベルの推定値の抽出。
------	--

基本的に NEA のすべての助成事業では、Final Descriptive Report (FDR: 最終記述レポート)の提出が求められている。助成を受けたものは、助成事業の完了時に、機関にこの最終記述レポートを提出する。FDR データは助成金受給者によって提出された内容がそのまま報告されるが、それらが個々に検証の対象になることはない。

このように、NEA は評価に関する独自の調査研究を行っているが、それは事業の総合的な効果の把握や、事業の枠組みに対する評価といったものが主である。助成を受ける者は最終記述レポートの提出を求められているが、義務ではない。効果を評価する記述も求められているが、定性的で自己評価である。

助成を受ける者にとって、事業評価はむしろ助成を得るための訴求ツールとして重要であって、そのために事業の自己評価が行われる傾向があるようである。個々の事業の事業評価(事前及び事後)については、助成を受ける者がその必要性を認識して自主的に行うとい

うのが基本のようである。また助成の枠組みが、対個人ではなく、組織・団体である点もこのような状況と関係があるかもしれない。

NEA は個々の事業評価という面でも、プラットフォーム的立場をとって、個々の事業をNEA が評価することはない。NEA のウェブサイトには、事業評価(Evaluation)の様々なツールキットが紹介・推奨されていて、各自で事業評価をすることを促している。

以下に、NEA がそのウェブサイトに掲載している、事業評価に関するリソースを整理しておく。これらは、助成金受給者やその他の組織が芸術プログラムの有効性と影響を文書化するのに役立つ公共リソースとされている。

【表 2-8 事業評価のオンライン リソース】

リソース	概要
米国評価協会 (American Evaluation Association)	全国規模の専門プログラム評価者の協会として、検索可能な評価者のディレクトリや、評価に関連する複数の Web リソースへのリンク集など、オンラインリソースのコレクションを整理・提供している。
W.K.ケロッグ財団の評価 ハンドブック	プロジェクト評価の計画と実施に関する入門ガイドである。非営利団体のスタッフとコミュニティメンバーにロジックモデリングの基本原則を紹介している。
Foundation Center の GrantCraft サービス	変化の理論を使用して計画と評価を導くためのロジックモデルのガイドなど、いくつかの評価リソースを提供している。
Evaluation Roundtable	米国、カナダ、英国の財団評価リーダーのネットワークである。評価戦略とプロセスに関するケーススタディやその他のリソースが含まれている。Better Evaluation は、評価の実践と理論を改善するための国際協力である。これには評価調査の計画と管理方法に関するリソースが含まれている。

【表 2-9 芸術プロジェクトを評価するためのリソース】

リソース	概要
Americans for the Arts の Animating Democracy	Resources for Evaluating the Social Impact of the Arts は、芸術が社会変化に与える影響を評価するのに役立つ評価ツール、フレームワーク、リソースを提供している。
Getting Started with Program Evaluation: A Guide for Arts Organizations	Georgia Council for the Arts と National Assembly of State Arts Agencies が作成したもので、芸術組織が初めて評価調査を計画及び実施するのを支援するために設計されている。
Cultural Development Network	RMIT University Melbourne の Centre for Global Research と提携して作成されたもので、芸術と文化に特化した成果指標と手法を特徴としている。
Who's Coming: Respectful Audience Surveying Toolkit	Slover Linett Audience Research 作成で、芸術の観客に関する質の高い人口統計情報を収集するための無料の DIY ガイド。

【表 2-10 芸術におけるプログラム評価の注目すべき例】

事例	概要
芸術教育	<p>ターンアラウンド・アーツ・イニシアチブ最終評価レポートでは、ターンアラウンド・アーツ・スクール・プログラムのパイロットコホートが2年目終了時にもたらした影響について説明し、分析している。</p> <p>概要には以下のものが含まれている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 行動理論とプログラムのポイント</li> <li>2) 評価設計と研究上の質問</li> <li>3) プログラム実施に関する議論</li> <li>4) 学校改革指標と生徒の成績の成果と傾向</li> </ol>
アーツ・インフュージョン・イニシアチブ 2010～2015:	<p>評価レポートは、シカゴ・コミュニティ・トラストのアーツ・インフュージョン・イニシアチブの最初の大規模な評価で以下のことを目的としている</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) プロジェクトが意図した目的をどの程度達成しているかの評価</li> <li>(2) 効果的なアーツ・インフュージョンの実践を促進するための実用的な情報を生成すること</li> </ol>
クリエイティブな場所づくり	<p>「Adding It Up: Arts on Chicago と Art Blocks の評価レポート」では、Pillsbury House + Theatre の2つの「クリエイティブ・コミュニティ開発」プロジェクト、Art Blocks と Arts on Chicago の調査結果が示されている。</p> <p>評価では、これらのプロジェクトが住民のコミュニティへの愛着、主体性、芸術や文化へのアクセスのレベルを高めたかどうか、またどのように高めたかに焦点が当てられた。</p>
私たちの町の変化の理論とロジックモデル	<p>フィラデルフィア壁画芸術プログラムとフィラデルフィア保健・知的障害サービス局の共同事業であるポーチライト・プログラムの4年間の評価から得られた結果を示している。ポーチライト・プログラムとは、近隣地域の変革と近隣住民及び壁画の作成に協力する個人の健康促進を目的とした公共の壁画の制作プログラム。</p>

### 2.3.3 米国の助成事業評価の現状

米国の助成事業とその評価の特徴は、事業・政策のロジックモデルを重視し、それにそって評価を行う姿勢と、あわせてエビデンスを重視する姿勢である。このエビデンスも、数値的という意味ではなく、社会調査によって得られる経験的な知見が重視され、有効とみなされる。これには、社会調査の実践的なアプローチの重視や、それを社会政策に生かすという米国の特徴・志向が反映されているとみることができる。

アーティスト等クリエイターの経済的・社会的影響をみる視点もそうした色合いがある。文化芸術活動の社会的インパクトを、コミュニティや市民社会に対するインパクトとしてとらえようとする傾向があるのも、そうしたことの反映かと考えられる。助成事業のインパクトを文化芸

術の領域の中だけにとどめず、広く社会的影響・インパクトへと広げていく視点には学ぶべきことは多い。

事例の中で参考になるもののひとつに、「助成金の支給がアーティストのキャリア形成に与える影響の調査」(NEA、本報告書 p.24)がある。

この調査は、USArtists International(USAI)を通じて国際活動に参加した米国のアーティストを対象に、これらの活動がアーティストのキャリアに与える短期的及び長期的な影響を評価するために行われた一種の追跡調査である。

調査のフォーカスは、このプログラムへの参加(国際フェスティバル、交流プログラム、その他の国際プログラムへの参加)が、以下の5つの領域でどのようなインパクトがあったかということである。

- ①職業上の機会の増加
- ②専門家ネットワークの広がり
- ③専門スキル向上と学習効果
- ④アーティストとしての認知度の向上
- ⑤アーティストとしての創造性の高まり

③がアーティストの個人的拡張に、その他が個人的であると同時に社会的拡張に通じるインパクトと考えることができる。

これらのインパクトの抽出は、文献調査とフォーカスグループ<sup>12</sup>の2つの手法が使われている。フォーカスグループから得られた主な知見は以下の通りである。

- ①国際ツアーの後、アーティストは仲間や一般の人々の間で評価が高まった。
- ②アーティストは、直接の対話を通じて、幅広いプロの協力者と交流し、地域、国際、そして国内における継続的な活動を促進できた。
- ③アーティストはフェスティバル期間中に新たなつながりを築き、再訪問を通じて関係を徐々に強化していった。
- ④国際フェスティバルでのパフォーマンスとメディア報道により、アーティストは国際的な芸術コミュニティにおける影響力と一般大衆からの名声を獲得し、芸術的な協力者からの関心が高まり、資金や将来の活動を引きつけることにつながった。

---

12 フォーカスグループは、マーケティング・リサーチにおける手法のひとつ。6~10人程度のグループによる指定のテーマについての議論を通じて情報収集を行う。

- ⑤USAI 主催のフェスティバルへの参加後、アーティストはプロとしての招待や発表機会が大幅に増加した。
- ⑥アーティストは国際フェスティバルでの経験を、自らの芸術作品を披露し、自らの芸術作品の市場を理解し、協力者や資金提供の可能性(芸術的実践を指導する機会を含む)を引き付ける手段として活用できた。
- ⑦アーティストは、海外でのパフォーマンスにおいて、新たなスキルを習得するとともに、既存のスキルを強化した。
- ⑧アーティストたちは、言語の壁を乗り越えるために必要な新しいスキルを学び、実践的かつロジスティックな経験を積み、パフォーマンス技術を練習し、向上させた。
- ⑨アーティストたちは教育活動を主導・参加し、多様な外国人観客と交流することで指導力を強化した。
- ⑩新しいアイデアや芸術的実践に触れることで、アーティストたちの創造性が刺激され、彼らはそれを活かして自身の実践を洗練させた。アーティストたちはフェスティバル期間中、他のアーティストやパフォーマンスに囲まれながら、自らの芸術的実践について考え、振り返る時間を過ごした。
- ⑪アーティストたちは、新しい外国人観客と交流し、共通の価値観を通して観客とつながる方法を学ぶことで、創造性を発揮した。
- ⑫アーティストたちは、フェスティバルでの経験に基づき、文化的内省が創造性の向上に密接に結びついていると考えられた。
- ⑬アーティストたちは、フェスティバルへの参加がより集中的な文化的省察、芸術的実践の共有や、公演中のアーティストや観客との具体的な交流へと広がったと考えている。
- ⑭国際フェスティバルを通して、アーティストは国際的なアーティストとしてのアイデンティティを強め、それぞれの分野にどのように貢献しているかをより深く理解するようになった。アーティストは国際的なアーティストであることの意味を探求し、自らの芸術形態の可能性と多様性について新たな視点を得た。

この評価調査では、このように幅広い事業評価の深みと広がりをもっており、評価項目等を設定する際の参考になる。

## 2.4 カナダ

カナダは 10 の州と 3 の準州から成る連邦である。文化政策は連邦政府の文化部局と州レベルの文化部局が同等の権限をもち、それぞれが実施している。

連邦政府の省は 17 あり、そのうちのひとつの文化遺産省 (Department of Canadian Heritage) が文化政策を担当している。各州や準州にも、それぞれ文化担当部局がある。

またカナダでは、アームズ・レングスの原理に基づきアーツカウンシルが設置されている。連邦レベルのものは Canadian Council for the Arts (CCA) で、各州レベルにもそれぞれのアーツカウンシル相当組織がある。

カナダの文化統計のひとつの特徴は、統計データに基づき、文化政策の成果や進捗状況をできるだけ数値化しようとするところにある。そのために様々な統計データが駆使されるが、文化セクターに限らず、経済・産業セクター、国民の生活など、いろいろなセクターの統計が整備されていて、広く利用できるようになっている。そしてそのような数値、すなわち“エビデンス”に基づいて政策評価、事業評価、意思決定が行われるのがカナダの特色である。

### 2.4.1 文化遺産省の助成事業の概要

連邦政府・文化遺産省の助成事業(プログラム)は、現在、41 を数えるが、これには 3 つのスポーツ分野のものが含まれている。大部分が団体・施設に対する助成である。

スポーツ分野を除く 38 の助成事業の中の以下の 3 件が文化芸術領域に対する助成、かつ「人」に対する助成である。<sup>13</sup>

---

13 これら 38 事業には言語政策なども含まれている。

【表 2-11 カナダ文化遺産省の「人」に対する助成事業の概要】

制度	概要
アート研修基金 Canada Arts Training Fund	質の高い研修プログラムを提供する組織を通じて、高い潜在能力を持つ芸術家の研修を支援
カナダ音楽基金 Canada Music Fund	独創的で多様なカナダ音楽を創作、制作、販売する幅広い音楽家や起業家を支援
博物館支援プログラム Museum Assistance Program	遺産コレクションの保存と展示に携わる遺産機関と関係者を支援

### ■アート研修基金(Canada Arts Training Fund:CATF)の概要とその評価

最終的には、高い潜在能力を持つ芸術家の研修を支援するものであるが、助成金は質の高い研修プログラムを提供する組織に対して支給され、個人に対する直接的な支援とはなっていない。

【表 2-12 アート研修基金 Canada Arts Training Fund の概要】

項目	概要
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カナダの最高水準の芸術研修プログラムによって、国内及び海外で認められるカナダの芸術家や将来の文化指導者を育成。</li> <li>・国内外の芸術家としてのキャリアを目指す芸術家の育成を専門とする非営利芸術団体の継続的な運営を支援。</li> <li>・俳優、芸術監督、振付師、サーカス・アーティスト、コメディアン、作曲家、ダンサー、聴覚障害者及び障害者アーティスト、先住民アーティスト、学際的アーティスト、ミュージシャン、劇作家、パフォーマンスアーティスト、ビジュアルアーティストなどのプロの芸術家の育成の促進。</li> </ul>
申請者要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カナダ NPO 法人またはカナダの同等の先住民団体</li> <li>・主に専門的な芸術トレーニングを提供できること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
年間事業実績	・2,265 万カナダドル(約 22.5 億円)(2017 年)
年間助成件数	・37 件(ダンス 15、演劇 8、音楽 9、ビジュアルアート 1、分野横断領域 4)(2017 年)
助成期間	1 年単位、年度区切り

このプログラムは競争的プログラムであるが、その審査基準は以下のようなものである。

【表 2-13 アート研修基金 Canada Arts Training Fund の審査基準】

区分 1	区分 2	視 点
①芸術的価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育、トレーニング、コーチングにおける最高レベルの芸術的卓越性があるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師/指導者/年長者は資格があり経験豊富か</li> <li>・オーディションまたはエントリープロセスは適切か</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強力な芸術的ビジョンがあるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術的修養はトレーニングによって高まるか</li> <li>・トレーニングによって、すべての人の達成、尊重、包摂を促進し、嫌がらせ、虐待、差別のない環境での帰属意識を生み出すか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラムは適切か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トレーニングは芸術職の基本的なニーズを満たし、幅広い芸術的実践を可能にし、学生に多様な芸術形式と視点を体験させることができるか</li> <li>・デジタル世界が芸術分野にもたらした変化に役立つか</li> </ul>
②組織の安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務とガバナンスの両方の観点から実証された組織能力があるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人種、様々なセクシャルマイノリティ、障害者などのグループのメンバーを含むリーダーの地位を向上させるか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営収入源が複数あるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間セクター及び自主収入、市町村、州、準州、連邦などの政府資金があるか</li> <li>・施設及び設備は適切で、質が高いか</li> </ul>
③インパクト(影響力)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有名な芸術トレーニング機関による提供か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術分野に精通している、または芸術分野で働いている人々によってカナダ全土でそのように認識されているか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家的重要性が証明されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カナダで唯一で、全国的に知られているか</li> <li>・最近の注目すべき業績があるか</li> <li>・カナダ社会の多様性の表現に貢献し、促進するか</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生の実績が証明されているか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的に高く評価されるアーティストをトレーニングしたことが認められているか</li> <li>・卒業生の業績と雇用状況を、組織が提供するトレーニングの質の指標として考慮できるか</li> </ul>

これらの審査基準は、おおむね直接的、短期的な事業成果を前提とする要素が大部分を占めている。ただ、「③インパクト(影響力)」の区分で、当該トレーニング組織に対して卒業生の実

績が求められている。トレーニングを受ける者の、長期的な視野でのキャリア形成効果の視点を、この項目で審査しているといえる。

このような審査基準に対応して、事後的な事業評価は次のような視点で行われるが、基本的に、事業の幅広いステークホルダーに対するインタビュー調査によって事業評価が成り立っていることがわかる。この手法は事業評価手法における最もオーソドックスなもののひとつで、その成果の質はプログラムの設計と調査実施者の能力に大きく左右される。

【表 2-14 アート研修基金 Canada Arts Training Fund の事業評価手法】

手法	実施された件数
主要情報提供者へのインタビュー	45
CATF スタッフへのインタビュー	4
CATF 受益者へのインタビュー	31
プログラムからの招待を受けて資金を申請しなかった組織へのインタビュー	4
申請後に資金提供を受けなかった組織へのインタビュー	5
カナダ芸術評議会へのインタビュー	1

【主な質問のカテゴリーと内容】

①関連性：CATF は、カナダの芸術トレーニングのニーズをどの程度満たしているか？

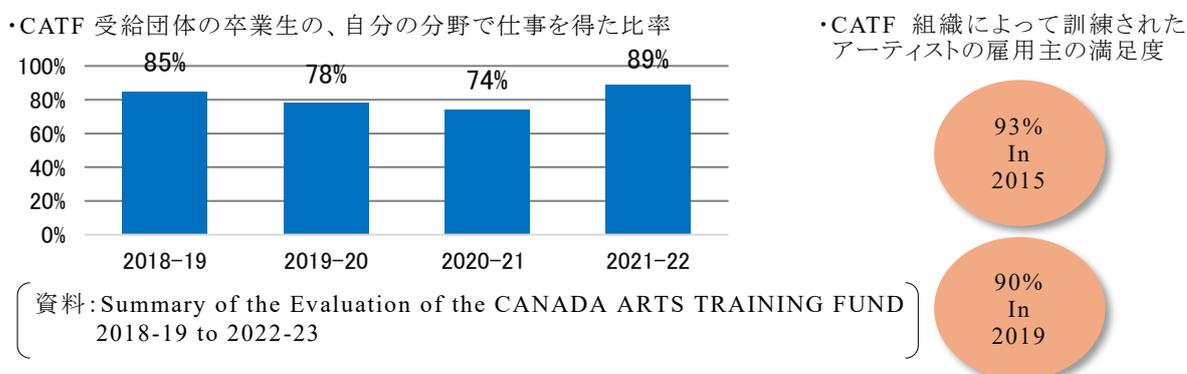
②公平性：CATF は、インクルージョン、多様性、公平性、アクセシビリティにどの程度後見しているか？

③有効性：CATF は、短期、中期、長期の成果にどの程度貢献しているか？

④効率性：CATF は、どの程度効率的に提供されているか？

この事業評価は“The Evaluation of the Canada Arts Training Fund”<sup>14</sup>としてまとめられている。評価内容は、審査基準と連動しているので、事業の直接的な評価が中心で波及的な効果に対する言及は少ない。また、定性的な評価が中心で定量的(数值的)な評価及び表現は少ない。定量的な表現は事業効果のパートで、次のようなものである。

【図 2-2 アート研修基金 Canada Arts Training Fund の事業効果】



14 <https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/corporate/publications/evaluations/arts-training-fund.html> (2025年3月19日最終閲覧)

## ■カナダ音楽基金(Canada Music Fund:CMF)の概要とその評価

独創的で多様なカナダ音楽を創作、制作、販売する幅広い音楽家や起業家を支援するプログラムで、直接個人を支援するのが特徴である。

このプログラムには2つの領域があり、2領域合計で、CMFは年間約5,000件のプロジェクトに資金を提供している。

【表 2-15 カナダ音楽基金(Canada Music Fund:CMF)の2つの領域】

個人イニシアチブ	集団イニシアチブ
<ul style="list-style-type: none"><li>・カナダのアーティストの育成</li><li>・カナダアーティストの音楽の宣伝</li><li>・カナダアーティストの聴衆の拡大に資金提供</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・カナダのアーティストと業界の専門家が国内外でより大きな知名度を獲得し、芸術的及びビジネススキルを高め、輸出準備と全体的な競争力を構築するのに資する活動を行うための資金援助</li></ul>

さらにこれらのプログラムの実施時期は、COVID-19 パンデミックと重なっていてその緊急対策としての性格をもっているが、全体的にはカナダの音楽業界とカナダのライブ音楽セクターをサポートする上で重要な役割を果たした。このプログラムによって、カナダのアーティスト、レコードレーベル、アーティストマネージャー、音楽出版社、ライブ音楽会場、コンサートプロモーター、その他の音楽業界の起業家を支援し、その存続を確保するために、3年間で1億3,900万ドル(約110億円)の助成金を提供している。

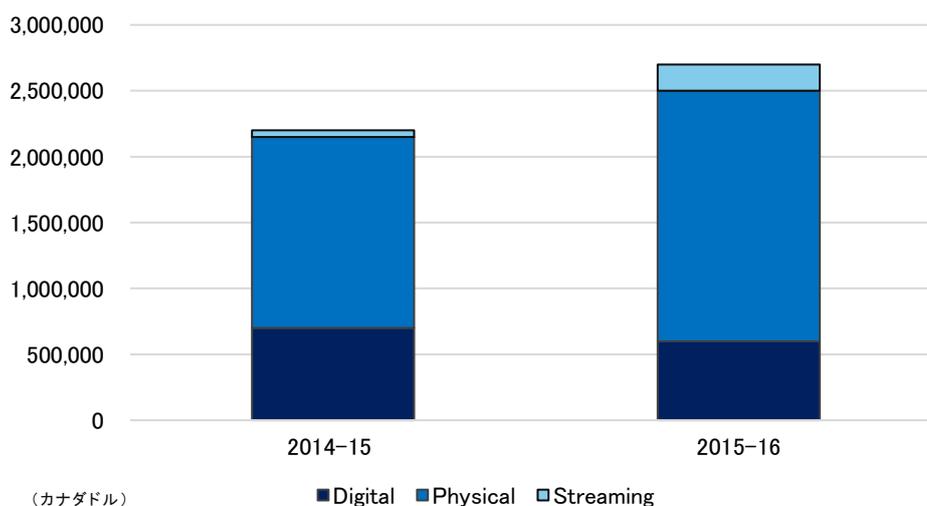
この助成プログラムでは詳細な事業評価が公表されているが、その評価手法は、基本的に、事業の幅広いステークホルダーに対するインタビュー調査と既存文献・データの組み合わせである。

【表 2-16 カナダ音楽基金 Canada Music Fund の事業評価手法】

手法	主な質問のカテゴリーと内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合計 31 件の主要情報提供者へのインタビューを[対面及び/または電話]実施。</li> <li>・31 件のインタビューのうち 10 件は、プログラム担当者や配信組織の代表者を含む内部関係者に対してのもの。</li> <li>・残りの 21 件の主要情報提供者インタビュー対象者は外部関係者とみなされ、国際機関、州政府、準州政府の代表者、音楽業界団体の代表者、及びプログラム受益者で構成されている。</li> </ul>	<p><u>テーマ 1:過去の実績</u></p> <p>Q1. カナダ音楽基金のサービス提供はどの程度効率的だったか?</p> <p>Q2. カナダ音楽基金は期待された成果に向けてどの程度進歩したか?</p> <p><u>テーマ 2:改善の必要性</u></p> <p>Q3. カナダ音楽基金はどの程度改善が必要か?</p> <p><u>テーマ 3:改善されたカナダ音楽基金はどのよう</u> <u>に機能するか</u></p> <p>Q4. カナダ音楽基金は進化するエコシステムに適切に対応し、サービス提供を改善するにはどうすればよいか?</p>

事業評価では、一定程度の数値化がなされている。これは、音楽というジャンルが、市場から見た定量化が可能である(数値的な既存データがある)という条件があることが大きいと思われる。例えば、「カナダ音楽基金の受給者がリリースした適格サウンド・レコーディングの国内及び海外での売上は、2014-15 年から 2015-16 年にかけて 21.2%増加した」というような数値的な結果を得ることが可能である。

【図 2-3 カナダ音楽基金の受給者がリリースしたサウンド・レコーディングの国内・海外売上】



(資料: Evaluation of the Canada Music Fund 2018-19 to 2022-23 (Canadian Heritage, 2024))

## 2.4.2 カナダアーツカウンシル(CCA)による助成とその評価

CCA の助成プログラムは多岐にわたる。このうち、もっぱら「人」を対象としたものとしては SUPPORTING ARTISTIC PRACTICE: Professional Development for Arts Professionals (芸術活動の支援: 芸術専門家の専門能力開発)がある。このプログラムは、専門的な芸術家のキャリアアップを目的としている。ただし助成件数が多く、シンプルな制度で、個々の助成額は大きなものではない。これらに対する事後評価は行われていない。

しかし、CCA として、文化プログラムの評価は必要であると意識しているようで、別途、文化プログラムの評価に関する調査研究を行っている。

【表 2-17 SUPPORTING ARTISTIC PRACTICE: Professional Development for Arts Professionals の概要】

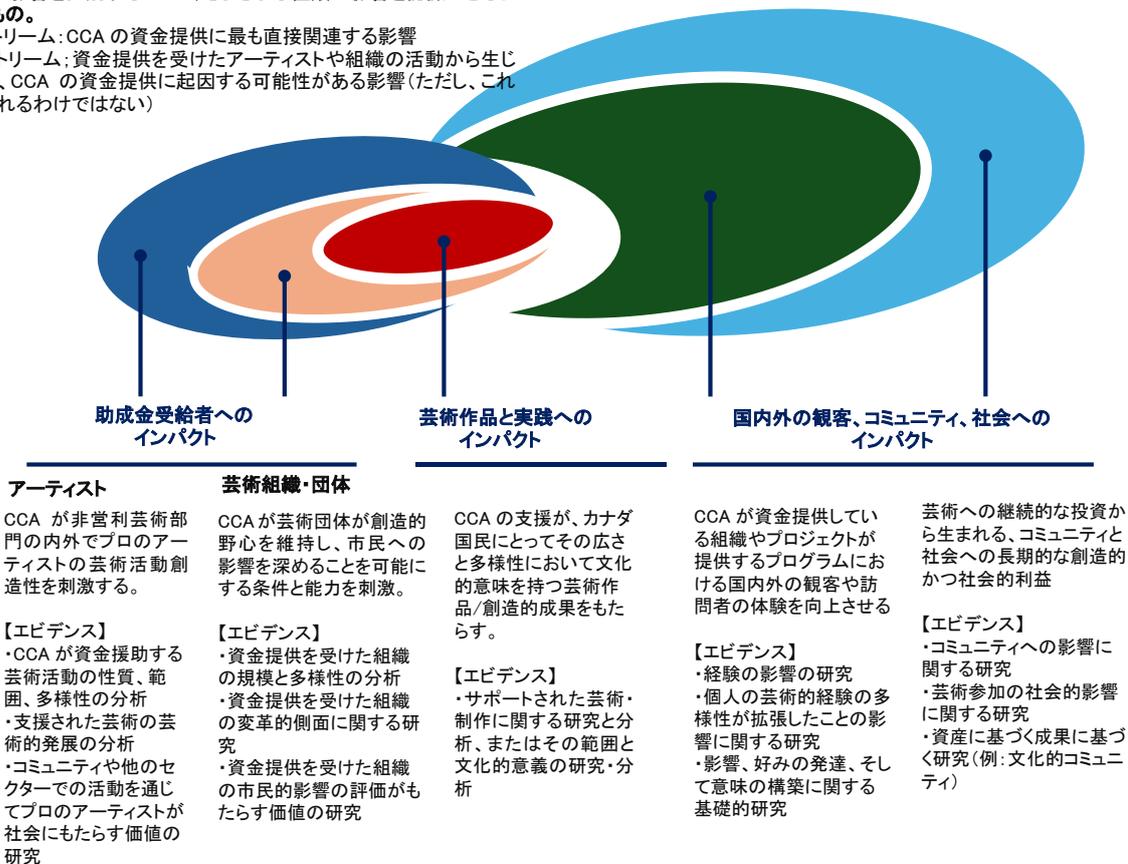
項目	概要
助成金の種類	プロジェクト
助成金額	最大 10,000ドル(約 80 万円)
申請制限	1年に2回申請できる
対象となる活動	メンターシップ/インターンシップ/専門トレーニング/ワークショップの受講または開催/研究/会議、セミナー、その他の重要なイベントへの参加
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術の発展と支援に貢献する</li> <li>・将来的に専門的成長の機会を</li> <li>・プロジェクトの根拠(活動の適時性と適合性を含む)</li> <li>・関係するパートナーまたはホスト組織の適合性</li> <li>・申請者とパートナーまたはホスト組織がプロジェクトを遂行する能力と経験</li> </ul>

プログラム評価に関する調査研究の代表的なものは、“Qualitative Impact Framework”<sup>15</sup>で、2019年にCCAから外部に委託されたスタディである。これはそのタイトル通り、質的な分析がテーマであるが、下に示すように、そのロジックモデルについては定量的な評価・分析において援用できるもので、示唆に富んでいる。

【図 2-4 “Qualitative Impact Framework”のロジックモデル】

このフレームワークは、5つの領域におけるアップストリームとダウンストリームの影響を区別することで、さまざまな種類の影響を認識できるようにしたもの。

アップストリーム: CCAの資金提供に最も直接関連する影響  
 ダウンストリーム: 資金提供を受けたアーティストや組織の活動から生じる影響で、CCAの資金提供に起因する可能性がある影響(ただし、これに限定されるわけではない)



15 [https://canadacouncil.ca/research/research-library/2019/12/qualitative-impact-framework\(2025年3月19日最終閲覧\)](https://canadacouncil.ca/research/research-library/2019/12/qualitative-impact-framework(2025年3月19日最終閲覧))

### 2.4.3 カナダの助成事業評価の現状

カナダの助成事業評価は、ロジックモデルを主軸とする米国的スタイルに、カナダが重視する数値的エビデンスを加えた方向性を目指しているように見える。この 2 つの方向性を統合していくためには、文化政策のロジックモデルが的確であることと、数値的エビデンスのベースとなる種々のデータがあること、この 2 つの条件が必要である。

ロジックモデルについては、前頁にその図を示す“Qualitative Impact Framework”のロジックモデルが到達点のひとつと考えられる。このロジックモデルは定性的評価に主眼をおくものであるが、アーティスト等クリエイター自身の創造的拡張と、それに伴う社会的拡張の 2 つの方向性がアップストリーム・ダウンストリームとして整理されている。この整理は、米国の事例でみた事例の「助成金の支給がアーティストのキャリア形成に与える影響の調査」(NEA、本報告書 p.24、28～29)の志向と重なるものがある。この 2 つの志向の重なりが、今後のロジックモデルの方向性を示していると考えられる。

数値化については、カナダ音楽基金 Canada Music Fund の事業評価のような事例をみることができる。音楽分野は、他の分野に比べて数値データがとりやすい(既存のデータがある)ことや、歌手や演奏家など「個人」の活動から産業(例えば大規模コンサートはエンターテインメント、CD 等の音楽出版、ダウンロードやストリーミングの情報・通信業、放送業など)への広がりが捕捉しやすい。助成事業の効果の数値化、とくに経済的な影響の数値化については、分野の特性を踏まえつつ、マイクロデータを収集し活用していくべきことが示唆されている。

## 2.5 韓国

韓国では、国の中央機関である「文化体育観光部 (Ministry of Culture, Sports and Tourism, MCST)」が、国全体の文化政策、文化産業の振興、観光推進、スポーツ振興に関連する施策を総合的に推進している。文化政策を推進する部局は、文化芸術政策室で、芸術関連は、芸術政策官によって取り組まれている。

【表 2-18 主な芸術支援施策】

区分	施策の概要
創作支援	助成金、レジデンスプログラム、制作スペースの提供
社会保障制度	芸術家雇用保険、共済制度、創作準備金支援
教育・研修	職業能力開発、国際交流プログラム
市場開拓支援	芸術マーケットの活性化、デジタルプラットフォームの提供

国レベルの芸術文化関連(コンテンツ含む)の支援事業は、芸術政策官のほか、次表のような文化体育観光部傘下の機関によって取り組まれている。

【表 2-19 文化芸術支援事業を推進する文化体育観光部(MCST)傘下の主な機関】

機関の名称	概要
韓国文化芸術委員会 (ARKO)	2005 年設立 <sup>16</sup> 。文化芸術分野(文学・視覚芸術・舞台芸術・伝統芸術など)の振興と支援を推進。文化芸術振興基金を運用。アーティストや芸術団体への助成をはじめ、各種の文化芸術関連事業を実施。近年は創作基盤の造成のため、創作活動の初期段階からの支援や多年度支援事業を強化・拡大している。
韓国芸術家福祉財団 (KAWF)	2012 年設立 <sup>17</sup> 。アーティストの福祉支援を通じて創作活動を促進し、芸術の発展に寄与することを目的に多様な事業を推進。アーティストの社会保障や生活安定のための各種プログラムを提供。
芸術経営支援センター(KAMS)	2006 年設立。芸術の流通を促進し、芸術団体の競争力を高め、韓国の芸術シーンの自立を促進することを目的とし、舞台芸術支援事業、ビジュアルアート支援プロジェクト、芸術団体のための組織支援プロジェクトなどを推進。

16 1973 年設立の韓国文化芸術振興院が前身。

17 2011 年に「芸術家福祉法」が制定され、この法律に基づいた芸術家福祉事業遂行のために設立。

機関の名称	概要
韓国コンテンツ振興院 (KOCCA)	2009年設立。コンテンツ産業振興を推進。ゲーム、アニメーション、音楽、映画などのコンテンツ制作や流通に関する支援、関連人材の育成などを推進。
韓国映画振興委員会(KOFIC)	1973年設立 <sup>18</sup> 。韓国映画の質的向上を図り、韓国映画及び映画産業の振興に資するために設立された公共機関。映画製作の支援、韓国映画の流通や海外進出の支援などを推進。
韓国文化芸術教育振興院 (KACES)	2005年設立。文化芸術教育の振興を推進。学校や地域社会での文化芸術教育プログラムの開発と実施、芸術・文化の専門家を専門教員として育成するなど。

### 2.5.1 アーティストに対する支援事業とその評価

近年、韓国で重点的に取り組まれている芸術文化振興は、グローバル市場をターゲットに、コンテンツ産業の国際競争力強化を目指した「K-コンテンツ振興戦略」の推進とアーティストの創作活動や生活基盤の安定を支援する制度を充実することである。このアーティストの地位向上及び福祉支援を目的に、「芸術家福祉法」(2011年制定)、「芸術家の地位と権利の保障に関する法律」(2021年制定)などの法律や「芸術家雇用保険制度」(2020年12月導入)などが整備されるとともに、様々な支援事業が実施されている。

国の文化政策の方針としても2018年に「文化ビジョン 2030:ひとがいる文化」が策定され、国レベルでも人に注目する文化政策の方向性が提示された。

このような背景のもと、アーティストの芸術活動を支援するいろいろな事業が推進されているが、その成果を評価しているものとしては次のような事例がある。

18 1973年設立の映画振興公社が前身。1998年に組織が一新され韓国映画振興委員会となる。

①現場芸術家人材支援事業の成果評価(2017年)

実施主体	韓国文化芸術委員会(委託事業)
概要	研修団員支援事業及び専門人材支援事業の雇用効果を評価した調査報告。支援事業に対する評価は、現場評価(専門現場評価委員による現場評価)、書面評価(団体の結果報告書及び計量指標に対する書面評価)、支援対象の団体満足度調査(参加者の満足度)を並行して実施し、団体の支援事業への適合性を評価している。

(資料:「2017年現場芸術人材支援事業成果評価結果報告書」韓国文化芸術委員会(2018年6月))

②創作準備金支援事業の成果評価(2022年)

実施主体	韓国芸術家福祉財団
概要	アーティストが創作活動を維持することを目的に実施する創作準備金支援事業の対象となったアーティストに対する事業の満足度調査(回答:16,286名)とインタビュー(5名)によりその成果を明らかにしている。

(資料:「2022創作準備金支援事業成果事例集」韓国芸術家福祉財団(2022年12月))

③都市型若手芸術家支援事業の成果と地域文化×若手芸術政策の方向性

実施主体	韓国の芸術系大学に在籍する学生たちが中心となって活動する文化芸術団体「芸術大学生ネットワーク」のメンバーが中心となり実施。研究責任者であるシン・ミンジュン氏は芸術大学生ネットワーク及び韓国文化芸術委員会青年芸術TF <sup>19</sup> に所属。
概要	2019年から2021年にかけて実施されたソウル文化財団 <sup>20</sup> の「都市型若手芸術家支援事業」の成果を分析し、同事業が地域文化と若手芸術政策に与えた影響を検討している。 評価方法は、支援事業評価資料の分析、事業関係者へのグループインタビュー、事業参加者を対象とするアンケート調査。

(資料:「都市型若手芸術家支援事業研究報告書」ソウル文化財団)

④2021年芸術家実態調査

実施主体	韓国文化観光研究院
概要	文学、美術、工芸、写真、建築、音楽、国楽、大衆音楽、芸能、舞踊、演劇、映画、マンガ、その他の分野のアーティスト等を対象に、アンケート調査を実施し、芸術家福祉制度がアーティスト等の経済的及び芸術活動に与える影響を実証的に分析。

(資料: <https://jcp.kcti.re.kr/> (2025年2月25日最終閲覧))

上記のうち、①現場芸術家人材支援事業の成果評価、②創作準備金支援事業の成果事例についてみる。

19 韓国文化芸術委員会が若手アーティストの支援と育成を目的として設置した特別タスクフォース(TF)。  
20 2004年、ソウル市によって設立され、芸術支援や文化施設の運営などを実施。文化芸術振興法に基づいて設立された地域文化芸術支援協議会の17の地域文化財団の1つ。

## ■現場芸術家人材支援事業とその評価

韓国文化芸術委員会 (Arts Council Korea: ARKO) が実施する現場芸術人材支援事業<sup>21)</sup>は、「公演芸術専門人材支援事業」と「文化芸術機関研修団員支援事業」との 2 事業で構成されている。支援対象は芸術団体となっているが、実際は、雇用される人員の人件費の支給などであり、個人が対象となっている。

【表 2-20 公演芸術専門人材支援事業(2017 年)の概要】

項目	概要
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化芸術分野専攻の卒業生のインターン研修を通じて、今後の進路に必要な現場実務能力、社会進出の機会提供及び文化分野の青年の失業解消に貢献する。</li> <li>・関連分野の予備従事者に芸術機関での勤務経験及び文化芸術分野の専門教育を提供することで、今後の国内芸術分野の全体的な水準を向上させる。</li> </ul>
支援対象	国・公立(自治体所属を含む)及び民間芸術団体
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修団員資格：34 歳以下の文化芸術分野を専攻している卒業生または卒業予定者。(文化芸術分野非専攻の卒業生で、文化芸術分野専攻に準ずる資格、教育課程修了者は除く)</li> <li>・支援規模：研修団員人件費 10 ヶ月補助及び社会保険加入(国民年金・健康保険・雇用保険・労災保険)義務、職務教育無料支援。人件費は月額 130 万ウォン(約 13 万円)。</li> <li>・財源:文化芸術振興基金からの助成。ただし、国公立の芸術団体は人件費の負担金がある(130 万ウォンのうち 20 万ウォンを負担)。民間の場合、負担はない。その他社会保険料及び追加の人件費は国公立・民間とも団体が負担する。</li> </ul>
支援件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援団体 199 件</li> <li>・支援人材 342 人(中途退所及び中途入所含む)</li> </ul>
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017 年 1 月～2017 年 12 月</li> <li>研修団員配置期間(支援期間) 2 月～11 月(10 ヶ月)</li> </ul>
事業予算	・4,016 百万ウォン(約 4 億円)

(資料:「2017 年現場芸術人材支援事業成果評価結果報告書」韓国文化芸術委員会(2018 年 6 月)より作成)

21 本事業の調査は委託事業として実施され、「2017 年現場芸術人材支援事業成果評価結果報告書」(2018 年 6 月)が刊行されている。

【表 2-21 文化芸術機関研修団員支援事業(2017年)の概要】

項目	概要
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間公演芸術団体及び客席規模 500 席未満の劇場所属の専門人材の人件費を支援し、雇用の創出と安定化(現場への進出やキャリア開発支援)を図る。</li> <li>・公演芸術分野の専門人材の雇用支援を通じ、優れた民間のパフォーミングアーツの団体及び劇場の創作環境を改善。</li> </ul>
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間公演芸術団体及び客席 500 席未満の小劇場</li> <li>※対象の団体・劇場、雇用対象者には適用条件がある。</li> </ul>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画・分野経営:公演団体ごとに1~5人の専門人材の人件費支援</li> <li>・舞台芸術分野:500席未満の公演芸術専門小劇場ごとに1~2人の人件費(当該劇場の平均賃金)または分野全体の平均賃金を支援</li> <li>※団体自己負担(義務事項):社会保険(国民年金・健康保険・雇用保険・労災保険)の加入、標準労働契約締結の遵守、1年以上勤務した専門人材の退職金負担</li> </ul>
支援件数	・支援団体 179 ヲ所、支援人材 273 人(中途退所及び中途入所含む)
事業期間	・2017年6月~2017年12月(6ヵ月)
事業予算	・2,680 百万ウォン(約 2.7 億円)

(資料:「2017年現場芸術人材支援事業成果評価結果報告書」韓国文化芸術委員会(2018年6月)より作成)

支援事業に対する評価は、雇用の効果を図ることが目的で、現場評価、書面評価、支援対象の団体満足度調査を並行して行い、団体の支援事業への適合性を評価する。

【表 2-22 現場芸術人材支援事業の評価方法】

評価方法	内容
現場評価	専門現場評価委員による現場評価
書面評価	団体の結果報告書及び計量指標に対する書面評価
満足度調査	参加人材の団体満足度

(資料:「2017年現場芸術人材支援事業成果評価結果報告書」韓国文化芸術委員会(2018年6月)より作成)

評価指標は、現場評価、書面評価、満足度評価に区分し、評価の観点としては、計画の妥当性、執行過程の効率化、団体の活性化、雇用の効果と成果の活用という点で、評価項目ごとに点数化(配点)し、総合評価を行っている。

【表 2-23 詳細評価指標】

事業のプロセス		評価の項目	評価表	配点	評価区分
投入	計画の妥当性	事業理解度	事業目的に対する理解と共感	5	現場
		人材業務配置の適合度	人材業務配置計画と合致するか	10	現場
執行	執行過程の効率化	作業環境の適切性	オフィスのスペースの整理整頓の有無/練習室環境の適正性	5	現場
			個人デスクとPC提供の有無/練習室の有無	5	現場
			団体のコミュニケーションと問題解決への取組の程度	5	現場
		労働契約の遵守	支援対象者のモニタリング会議への出席の有無	5	現場
			支援対象者の労働契約書の有無	5	現場
			時間外労働及び代替休業補償の適切性	5	現場
アウトプット	団体の活性化	団体プログラムの優秀性	プログラムの芸術的優秀度	5	現場
		団体プログラム計画・実績	公演計画に対する達成度	5/0 (専門/研修)※	書面
		賃金・福利厚生の妥当性	最低賃金代替率(実支給時給/最低時給)	5	書面
			社会保険のうち、サポートする保険数	5	書面
			最低賃金以上の人件費受領の有無	5	現場
		教育訓練修了	期間内の教育訓練修了の有無	5	書面
アウトカム	雇用の効果と成果の活用	人材の機関(団体)に対する満足度	機関(団体)全体の満足度	5	満足度
			個別の満足度(賃金、職務、環境)	5	満足度
			推薦する意思	5	満足度
		雇用維持・就職実績	団体の前年度比常勤者数	5	書面
			成果報告書内の雇用維持/雇用の有無	0/5 (専門/研修)※	書面
行政評価	書類提出の遵守	成果報告書の提出期限遵守の有無	5	書面	

※専門は公演芸術専門人材支援事業、研修は文化芸術機関研修団員支援事業の点数をそれぞれ示している。

(資料:「2017年現場芸術人材支援事業成果評価結果報告書」韓国文化芸術委員会(2018年6月)より作成)

この評価事業の実施の結果、両事業が提供する支援の効果が十分に発揮されていないことが指摘されている。また、支援事業を受けたアーティストの就業の安定性についても、改善の余地があることが報告されている。

## ■創作準備金支援事業とその評価

韓国芸術家福祉財団(Korean Artist Welfare Foundation: KAWF)が実施する創作準備金支援事業は所得支援の一種である。事業の対象となるには、アーティストとして芸術活動をしていることが確認されなければならない。2022年12月末現在、延べ15万7千人が芸術活動をしていると証明されている<sup>22</sup>。芸術活動が証明されたアーティストを対象にした創作準備金支援事業は、芸術活動証明を完了した所得認定額が基準中位所得120%以内である現役のアーティスト、新進アーティストのそれぞれに実施される。

【表 2-24 創作準備金支援事業の概要】

事業の種類	“創作の足がかり”事業	“創作の種”事業
事業の目的	アーティストの持続かつ安定的な創作活動環境の造成及びモチベーションの高揚を図る。	新進アーティストの自立と専門文化芸術の生態系への参入促進が目的。
事業対象	芸術活動証明を完了した所得認定額が基準中位所得120%以内である現役のアーティスト	芸術活動証明を完了した所得認定額が基準中位所得120%以内である新進アーティスト ※支援は1回限り
事業期間	2022年2回運営:上半期(3月)、下半期(9月)	2022年1回運営:下半期(7月)
支援人数及び規模	合計18,000人 / 1人300万ウォン(約30万円)	合計3,000人 / 1人200万ウォン(約20万円)
事業予算	540億ウォン(約54億円)	60億ウォン(約6億円)

(資料:「2022 創作準備金支援事業成果事例集」韓国芸術家福祉財団(2022年12月)をもとに作成)

創作準備金支援事業の評価は、アーティストの所得支援が創作活動の継続や活性化などに効果があるかを明らかにしようとするもので、その方法は、創作準備金支援を受けたアーティストに対する満足度調査(アンケート調査、回答:16,286名)とインタビュー(5名)による。

アンケート調査結果からは、創作準備金支援事業がアーティストの創作活動に一定の成果があることを示している。インタビューでは、支援を受けたアーティストが創作活動を継続するための経済的基盤を整えたことが具体的に報告されている。また、本事業に参加したア

22 「2022年文化芸術政策白書」(2023年10月)文化体育観光部/韓国文化観光研究院による。

アーティストの優れた成果(映画の制作、公演、展示、出版など)についても報告しており、同事業が芸術現場において重要な支援事業であることを示している。

【表 2-25 事業満足度調査(アンケート調査)の項目】

<ol style="list-style-type: none"><li>1. 創作準備金を受け取った後、創作活動をする上でどの程度役に立ったか?</li><li>2. 創作準備金支援を受けた後、創作活動に関してどのような点が変わったと思うか(または期待するか?)</li><li>3. 芸術創作活動を実行(または計画)するうえで、創作準備金支援が役に立った項目をチェックする。</li><li>4. 創作準備金支援事業が継続的な創作活動を行う上で、どのような影響を与えていると思うか?</li><li>5. 現在の創作準備金支援事業は、事業本来の趣旨を十分に反映していると思うか?</li></ol>
--

(資料:「2022 創作準備金支援事業成果事例集」韓国芸術家福祉財団(2022年12月)をもとに作成)

## 2.5.2 文化芸術活動への経済的影響評価に関する取組

韓国においては、アーティストへの支援や福祉的な政策は多く存在するが、アーティスト個人に対する経済的影響を測定・評価する研究や調査はほとんど見受けられない。

一方、芸術活動の経済的影響や社会的影響に関する評価は、公的機関、関連する学会、研究機関などによって、様々な方法で試みられている。公的機関の事例では、文化体育観光部が国や地方の都市計画や各種政策に文化的価値を積極的に反映できるよう、文化影響評価を実施している。また、文化体育観光部は、韓国コンテンツ振興院と協力し、コンテンツ産業の経済的影響の調査なども実施している。韓国コンテンツ振興院では、コンテンツの価値評価も実施しており、コンテンツ振興院内のコンテンツ価値評価センターが、コンテンツ産業分野の事業者を対象に、コンテンツ産業の特性を反映した評価を通じて、金融市場から投資・融資を呼び込むための支援を行っている。文化芸術活動の市場性の評価という点では、芸術経営支援センターが文化芸術関連の事業者等が創出する社会・経済的成果を客観的・効果的に測定する評価モデルを開発している。

この他、文化体育観光部の国際文化交流の専門機関として2003年に設立した韓国国際文化交流振興院(KOFICE)では、国ごとの韓流の人気度と成長度を分析するための「韓流指数」の測定や韓流の経済的波及効果測定を行っている。また、文化芸術、観光、コンテンツ分野の政策研究を専門とする政府系研究機関である韓国文化観光研究院(KCTI)では、文化産業の経済的影響を評価し、政策提言を行っている。

ここでは、芸術活動の市場性という観点での評価として、韓国コンテンツ振興院の「コンテンツ価値評価制度」及び芸術経営支援センターによる「文化芸術の社会・経済的成果評価モデル」についてみる。

### ■コンテンツ価値評価制度(韓国コンテンツ振興院)

コンテンツ価値評価制度は、企業の財務状況重視の評価が行われる現在の金融環境において、コンテンツ産業の特性を反映した評価を通じて、コンテンツ産業関連企業が金融機関からの資金調達を円滑にすることを目的に導入された。

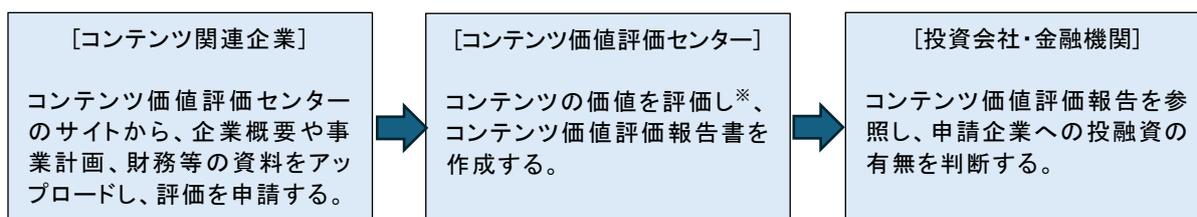
韓国コンテンツ振興院内に設置されたコンテンツ価値評価センターが、コンテンツ評価モデルに基づいて、企業のコンテンツの価値を評価する。評価結果は報告書にまとめられ、投資会社や金融機関へ提供される。投資会社や金融機関は報告書を参考に、投融資の有無を決定する。

【表 2-26 コンテンツ価値評価制度の対象】

対象の資格	・コンテンツを企画・制作・流通しようとする国内のコンテンツ関連企業 ・現在制作中のコンテンツプロジェクトを持つコンテンツ関連企業
対象ジャンル 12分野	ゲーム、放送、アニメーション、映画、ミュージカル、ウェブtoon、コンサート、音楽、キャラクター、eラーニング、出版、展示

(資料:「KOCCA コンテンツ金融制度」韓国コンテンツ振興院(2025年3月)をもとに作成)

【図 2-5 コンテンツ価値評価のプロセス】



※コンテンツ自体の力量と可能性を判断するための評価とコンテンツ全体の業績の評価が実施されるが、前者は内部・外部評価者5名の評価点を反映する。後者は対応するコンテンツプロジェクトの推定売上げ及び製作コストを見積り評価する。

資料:「KOCCA コンテンツ金融制度」韓国コンテンツ振興院(2025年3月)、コンテンツ価値評価センターのウェブサイトの申請手続きのページ <https://assess.kocca.kr/gd/applyInfo.do>(2025年3月18日最終閲覧)をもとに作成

■文化芸術社会・経済的成果評価モデル(芸術経営支援センター)

文化芸術分野では、文化芸術固有の価値と文化芸術を通じた社会的価値の意味が曖昧で、成果測定が難しく、文化芸術分野の事業者がその成果を認められず、経済的な支援や投融資が優先的に受けられない状況にあることから、芸術経営支援センターは、2019年に文化芸術分野の事業者の特性を考慮した、「文化芸術ビジネス社会成果分析フレームワーク」「文化芸術社会成果指標体系」「文化芸術ビジネス社会成果評価モデル」を開発。2021年には、文化芸術ビジネス社会成果評価モデルの改良に取り組み、改良後の評価モデルを活用し、更なる改良等を目的に、30社の企業を対象に試行的に評価を実施している。

この文化芸術ビジネス社会成果評価モデルは、「組織能力評価」「業績評価」「社会成果評価」の3段階の評価体系となっている。このうち「組織能力評価」は、次のような評価モデルを構築している。

【表 2-27 組織能力評価モデル(改善案)】

項目	配点	説明	詳細指標
1.社会的価値 追求と戦略	20	追求する社会的価値とソーシャルインパクトが明文化され、メンバーが共有し、ソーシャルミッション(ビジョン)に関連する戦略と目的が具体的に確立されているか。	・社会的価値の明示性 ・インパクト創出戦略 ・インパクト効果
2.ビジネス競争力 革新性	25	企業が目指す細分市場とマーケティング戦略が明確で、ビジネス競争力と革新性を保有しているか。	・細分市場(セグメント)戦略 ・企業競争力 ・革新性
3.代表者の能力と リーダーシップ	20	代表者はパフォーマンス管理能力を備え、内部のメンバーとの信頼関係とリーダーシップに基づいて組織運営をしているか。	・専門知識とネットワーク ・社会的起業家精神 ・リーダーシップ
4.内部資源と 組織運営	20	文化芸術ビジネス遂行に適したチームメンバーで構成され、組織を効果的にまた透明性を維持しながら運営するための構造を備えているか。	・事業能力 ・組織運営の卓越性 ・パフォーマンス評価と管理 ・労働者環境
5.外部資源と ネットワーク	15	ビジネスを実行するために外部からサポートを受けることができ、肯定的な評価を受けているか。	・パートナーシップ ・外部リソースの誘致
合計	100		

(資料:「文化芸術社会・経済的成果評価モデル改善研究結果報告」(2021年12月)芸術経営支援センター)

「業績評価」は、収益性を基本項目として設定し、売上高と営業利益を中心に評価している。ただし、単純なビジネス成果だけでは文化芸術の多様なタイプが考慮されないため、売上成長率や顧客再利用率、政府支援金依存度などの項目では加算する方式を取り入れている。

「社会成果評価」は次の3つの観点で社会的価値を評価している。

【表 2-28 社会的価値の評価のための観点】

観点	指標
社会問題の解決	社会問題の解決、社会問題解決の効率性を高める成果
地域社会の資本形成	地域社会の文化的、社会的資本を形成した成果
市民力の強化	市民の主体的能力の強化、民主的な参加構造をつくった成果

(資料:「文化芸術社会・経済的成果評価モデル改善研究結果報告」(2021年12月)芸術経営支援センター)

「組織評価」「業績評価」「社会的成果評価」を個別に評価し、スコア化する。この個別評価をもとに、総合的な評価が提示される。

【表 2-29 評価方式】

区分	個別評価	スコア化
組織評価	企業別にスコア換算 (100点満点)	100点満点のスコアを20点ごと5段階評価し、A～Eに区分する。
業績評価	財務諸表項目をもとに評価 売上規模、売上成長率、営業利益など	100点満点のスコアを20点ごと5段階評価し、A～Eに区分する。
社会成果評価	社会成果を貨幣単位で算出 社会成果インセンティブオープンデータ <sup>23</sup> を活用する。	測定値を基準に該当値百分位数(標準偏差による等級)を求める方式で標準点数を求める。 (0～100%)

(資料:「文化芸術社会・経済的成果評価モデル改善研究結果報告」(2021年12月)芸術経営支援センター)

上記のほか、芸術活動の経済的価値評価に関する事例は次表の通りである。

23 社会的価値研究院(EGES)が提供する社会成果値を貨幣単位で毎年測定し発表するデータベース。

【表 2-30 芸術活動の経済的価値評価に関する主な研究事例】

調査名	テーマ・概要
①芸術の価値評価分析・事例研究 (2006)	現存する作家(パク・キョンニ <sup>24</sup> )がどの程度の価値を持っているかを仮想評価法(CVM: Contingent Valuation Method)を活用して定量的に分析。
②文化芸術の公共財的価値と役割の再設定に関する研究(2014)	国内文化芸術分野の経済効果として、文化基盤施設の経済的価値(CVM 法)、文芸振興基金による支出を最終需要とした経済波及効果、国内文化コンテンツ産業の経済的効果についての記述がある。
③芸術家的資源の質的成果測定のための方法論開発及び事例調査研究(2014)	芸術分野の人材資源の量的・質的成果の種類及び成果指標の分析に関する記述がある。 国際芸術交流支援を通じて、アーティスト(団体)の創作力強化及び創作環境造成を目的として実施される「芸術家の創造力強化事業」の成果指標は、主に「受益者の満足度」、「観客数」、「平均創作作品数」、「公演場(空間)稼働率」で構成されている。
④文化芸術の社会的・経済的効果の分析と展望に関する研究(2015)	文化芸術の社会・心理的価値、経済的波及効果を定量的な方法で提示することを目的に、文化芸術による享受者の幸福を金銭的価値に換算して算出するとともに、パフォーマンスアーツ、ビジュアルアーツを中心にした純粋文化芸術の経済波及効果を測定。
⑤我が国の文化芸術分野の経済的効果分析:創造人材を中心に (2015)	本研究の目的は、2008年以降のグローバル経済危機以降、継続的に雇用減少または停滞現象を起こしている文化芸術基盤の経済活動を、創造産業と非創造産業の経路を通じて雇用次元で推計することで、その波及効果を観察した。
⑥2019(2018年時点)文化芸術・社会的経済の実態調査(概要) (2019)	文化芸術分野の社会的経済組織の実態を把握するために、文化芸術分野を対象にアンケートによる複合調査(オンライン、訪問、メール、ファックスなどを利用した自己記入式)で調査を実施した。合わせて、国内事例調査、海外事例調査を実施している。
⑦芸術家福祉制度が経済的・芸術的活動に与えた影響に関する実証分析(2023)	芸術家福祉制度が拡大、発展している過程の中で、様々なタイプの制度がアーティストの経済的、芸術的活動に及ぼす影響を実証的に分析
⑧文化芸術分野の補助事業の経済効果推定方法に関する研究 (2023)	補助事業の事業タイプ別の目標を明確に検討し、分類した補助事業タイプの正確な目標を考慮した経済効果を推定する複数の案を検討し、経済効果を推定する方法を提示。

資料:①「芸術の価値評価分析: 原州のパク・キョンニ先生を中心に」Journal of Management, Vol.40 No.1/2, pp. ジャーナル 251-269 임상오・신철오著(2006年)ソウル大学  
<https://s-space.snu.ac.kr/handle/10371/32069> (2025年2月25日最終閲覧)

②「文化芸術の公共財的価値と役割の再設定研究」(2014年12月)韓国文化芸術委員会

③「芸術家的資源の質的成果測定のための方法論開発及び事例調査研究」(2014年12月)韓国文化芸術委員会

24 韓国の現代文学を代表する作家。女性作家の草分け。代表作「土地」は日本語にも翻訳されている。2008年死去。

- ④「文化芸術の社会的・経済的効果の分析と展望に関する研究」(最終報告書)(2015年11月) 韓国文化観光研究院
- ⑤「我が国の文化芸術分野の経済的効果分析:創造人材を中心に」韓国文化経済学会『文化経済研究』第18巻第3号、2015年12月、pp.49~79 구문모著
- ⑥「2019(2018年時点)文化芸術・社会的経済の実態調査報告書」(概要)(2019年)芸術経営支援センター芸術経済支援本部社会価値創出チーム
- ⑦「芸術家福祉制度が芸術家の経済的・芸術的活動に与えた影響に関する実証分析:「2021年芸術家実態調査」を中心に」文化政策論集 2023、vol.37、no.1、pp.211-244(34ページ)강지나・김윤경著 韓国文化観光研究院
- ⑧「文化芸術分野の補助事業の経済効果推定方法に関する研究」(2023年12月)韓国文化観光研究院

### 2.5.3 韓国の芸術活動への支援に関わる評価の現状

韓国では、アーティストやアーティストの創作活動に対する様々な支援事業が行われている。近年は、アーティストの生活基盤の安定を支援し創作活動の継続や発展につながることを目的とした福祉的な観点からの支援が重視されている。韓国文化芸術委員会の現場芸術家支援事業は、文化芸術機関や劇場(500席未満)に雇用される人材に対する人件費等を支援する事業である。また、創作準備金支援事業は、現役のアーティストと新進アーティストに対して、生活費や創作活動費用を支援するもので、どちらも所得支援の一種である。このような支援事業の事後評価は、アーティスト雇用の安定につながり、あるいは創作活動の継続や充実につながっているのかが評価のポイントとなっている。

評価の方法としては、現場芸術家支援事業の場合、事業プロセスのロジックモデルを作成し、現場評価、書面評価、満足度調査の3つのタイプの個別評価を、点数化し総合的に評価しており、事業の達成度が数値として把握できるようになっている。点数化は主観的ではあるが、数値化のひとつの手法ではある。評価内容については、支援の対象者の創作活動による経済的あるいは社会的影響という観点での評価までは至っていないといえる。

こうした支援事業の評価のほか、対象は事業者ではあるが、アートやコンテンツの市場的な価値を測定し、投資や融資を呼び込みたいための支援を行っている。韓国コンテンツ振興院では、コンテンツの特性を反映した評価モデルをもとに、価値評価がすでに実施されている。一方、芸術経営支援センターによる文化芸術社会・経済的成果評価モデルは、文化芸術固有の価値と文化芸術活動を通じた社会的な価値をもとに評価モデル案を作成し、文化芸術関連の企業に対して試行的な評価をし、モデル案の改良に取り組んでいる。これらの事例のように、アートの特性や社会的な価値を測定するモデルを作成することができれば、文化芸術活動の経済的・社会的な価値を測定することも可能になるであろう。

## 2.6 我が国の若手人材等の助成事業とその評価の例

ここまで、文化芸術に対する助成事業とその評価、特に人に対する助成事業に焦点をあてて、諸外国の事例をみてみた。

本節では、我が国における文化芸術領域の人に対する助成事業とその評価事例についてみてみる。またあわせて、文化芸術領域だけではなく、研究開発領域における人(若手人材)に対する助成事業とその評価の事例についてもみてみる。研究開発領域の事例についてみてみる理由は、この領域が人に対する助成(支援)の評価の視点を持ち、さらにそれを中長期的に評価しようとするケースがあること、KPI で数値化や、経済的波及の視点をもっており、本調査研究のテーマである文化芸術分野領域の助成の評価の先行事例として、参考になると考えたからである。

### 2.6.1 文化芸術の助成事業とその評価の例

我が国においても、文化芸術に対する助成事業はアーツカウンシルに相当する独立行政法人日本芸術文化振興会<sup>25</sup>(以下「芸文振」。)が担っている。また芸文振では、文化庁と連携しつつ助成事業の評価事業の枠組みを作成し、評価を行っている。

事後評価については、助成の基本方針や審査基準を作成して事前に公表し、それを踏まえた事後評価を行っており、「募集→審査・採択→助成の対象となる公演活動の状況の把握→事後評価→助成事業の改善」の流れの取組を試行的に実施し、PDCA サイクルを十分に機能させることを目指している。事後評価の基本的な枠組みは、助成事業として採択に当たって期待された成果について、企画どおり実現できたかどうか、実際の公演の状況や実績報告書等に基づき運営委員会において評価を行う。評価結果は各団体に伝えられ、次回以降の事業内容の改善に活かされるようにしている。

事後評価基準については、例えば、「公演事業支援(分野共通)」では次のような審査基準があげられている。

---

25 『文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)』(平成23年2月8日閣議決定)では、「文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。」とされている。

< 事業概要 >

**舞台芸術等総合支援事業(公演創造活動)**

我が国の芸術団体の水準向上と鑑賞機会の提供を図る優れた舞台芸術の創造活動(音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能)

※令和5年度実績:211件に対する約29.1億円の支援

【表 2-31 令和7年度 舞台芸術等総合支援事業 公演創造活動 審査基準】

審査区分	審査基準
団体に対する審査基準	<p>ア 団体の運営目的や使命が明確であり、それらを達成するための目標・計画が具体的に示されていること</p> <p>イ 持続的な運営基盤の強化に向けて、自己収入や多様な財源の確保に努める団体であること</p> <p>ウ 過去の活動実績(人材育成等を含む)が国内外から極めて高い評価を受けており、今後も当該分野や文化芸術界を牽引することが期待できる我が国を代表する団体であること</p> <p>エ 組織運営体制が確立されており、財務や活動環境が透明かつ適正であること</p>
3年間の活動計画に対する審査基準	<p>オ 3年間の活動方針や計画が具体的かつ実現可能であるとともに、効果的であると認められること</p> <p>カ 自治体、企業、コミュニティ、劇場・音楽堂等、教育機関等との連携・協力が十分であり、社会的価値や経済的価値の創出に貢献することが期待できる計画であること</p>
活動に対する審査基準	<p>(基礎的事項)</p> <p>キ 企画意図及び目標が明確であり、「公演創造活動」の趣旨と合致した活動であること</p> <p>ク 活動の規模や収入等に照らし、予算規模・積算が適切であること</p> <p>(芸術性・創造性)</p> <p>ケ スタッフ・キャスト等に高い専門性が認められること</p> <p>コ 特に高度な芸術性・創造性・新規性を有し、我が国の舞台芸術の水準向上に資する芸術的成果が期待できる意欲的な活動であること</p> <p>サ 幅広い対象を惹きつけることが期待できる活動であること</p> <p>(社会性・経済性)</p> <p>シ 観客層の拡充や団体の評価・認知度の向上に効果的な広報やマーケティング等が計画された活動であること</p> <p>ス 障害の有無や年齢、性差、国籍、居住地、経済的状況等にかかわらず、あらゆる人々と文化芸術をつなぐための創意工夫や鑑賞サポート等が行われている活動であること</p>

(資料:令和7年度芸術文化振興基金ならびに文化芸術振興費補助金の審査基準)

これらの審査基準のうち、「活動に対する審査基準」の(社会性・経済性)の項目シの広報・マーケティング要素、スのダイバーシティ要素が、より広い経済的・社会的視野を持った基準となっている。こうした基準・視野は、先にみた諸外国でもほぼ必須となっている審査基準であり、事後評価の視点ともなっている。これらは、ここまでみてきた諸外国の事例における、アーティスト等クリエイターの創造的拡張と社会的拡張という 2 つの視点・視野と重なっている。

問題は、こうした基準・視野をどう数値化・可視化するかということにある。またこれらを審査基準・評価基準とする枠組み(全体的な事業のロジックモデル)の強化が重要である。

一般的に、文化芸術領域では、その支援事業の成果を数値化することは難しいが、そうした中で、それらを具体的に示している事例として、「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業:クリエイター・アーティスト等育成事業」(文化庁)がある。

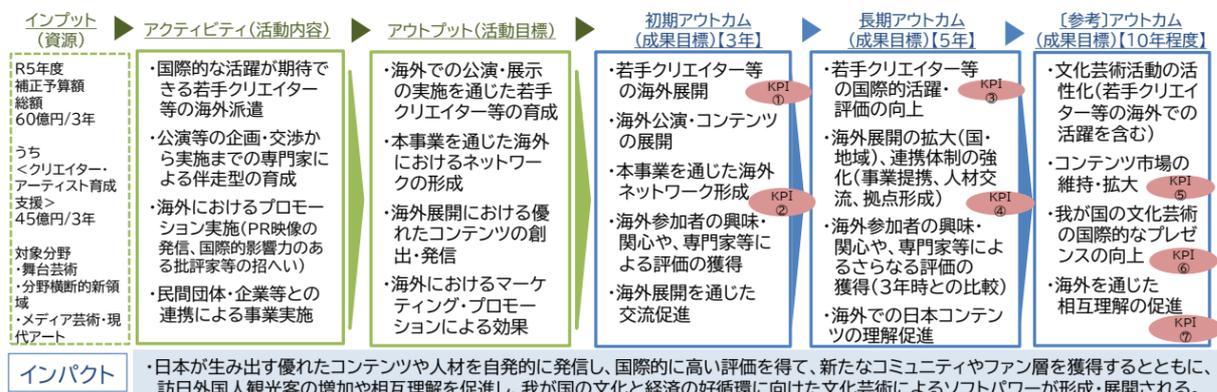
## ■クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業

【表 2-32 クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業の概要】

事業内容	クリエイター・アーティスト等育成事業
事業の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背景:日本には 1.2 億人の市場があり、リスクを取って海外に打って出るインセンティブが生じにくい、人口減少の中、このままでは高い成長潜在力を持つコンテンツ市場<sup>26</sup>の衰退の危機。</li> <li>・課題:我が国の文化芸術の海外展開を視野に入れた若手クリエイターやアーティスト等の挑戦支援、育成体制を強化するとともに、国内活動拠点として博物館・美術館、劇場等の文化施設が新たな価値を付加できるよう機能強化し、若手クリエイター等を支える場として確立することが急務。</li> <li>・目的:次代を担うクリエイター・アーティストを育成するとともに、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代型の機能強化を、独立行政法人日本芸術文化振興会に設置する基金を活用して弾力的かつ複数年度にわたって支援する。</li> </ul>
予算規模	45 億円(令和 5 年度補正予算額) (独立行政法人日本芸術文化振興会に設立された文化芸術活動基盤強化基金を活用)

26 コンテンツ市場とは、出版・マンガ・音楽・ゲーム・映画・アニメ・放送・キャラクター分野を指す。

【図 2-6 事業のロジックモデル】



主な測定指標と目標値

\*以下のような主なKPIについてマンガ、アニメ、音楽、現代アート、伝統芸能等の分野特性に応じて、初期(3年)、長期(5年)の変化も踏まえ成果評価を行う予定。

KPI ①	・若手クリエイター等(育成対象者)を企画段階から登用・育成し、世界的に認知されている芸術祭・文化施設等において高い評価を獲得したプロジェクトの件数 (R8年25件)	KPI ③	・若手クリエイター等(育成対象者)による国内外の著名な賞の受賞・ミネートや世界的に認知されている国内外の芸術祭・文化施設等へ出品・出演・参加して高い評価を受ける件数 (R10年20件)	KPI ⑤	・[参考]世界のコンテンツ市場に占める日本の割合 (R5年7.98%→R15年までの平均値増)
KPI ②	・国内外の団体・企業等との連携体制(連携先の団体数、事業提携数、拠点形成数など)の構築数 (R8年10件)	KPI ④	・若手クリエイター等(育成対象者)が海外の芸術団体、文化施設、関係事業者等との事業提携、人材育成、拠点形成などを実現した件数 (R10年10件)	KPI ⑥	・[参考]訪日外国人のうち、「舞台・音楽鑑賞」「美術館・博物館等」を目的とした人の割合 (R5 7-9月期2.8%、22.3% →R15年までの平均値増)
				KPI ⑦	・[参考]日本と諸外国との文化交流の推進が「日本と諸外国との間の相互理解や信頼関係が深まり、国際関係の安定につながる」意義があると回答した人の割合 (R5 53.6%→R15年までの平均値増)

資料: 芸文振ウェブサイト  
[https://www.ntj.jac.go.jp/assets/files/kikin/kiban/R6hosei\\_kibankikincreatorlogicmodel.pdf](https://www.ntj.jac.go.jp/assets/files/kikin/kiban/R6hosei_kibankikincreatorlogicmodel.pdf)

このロジックモデルとそこで設定している KPI では、かなりの程度の数値化が可能である。カナダ音楽基金 (Canada Music Fund:CMF) の事業評価 (p.35 参照) の事業評価の枠組みと似ており、カナダの音楽基金のような数値化・可視化が可能である。

最終的なアウトカムの数値化は、ロジックモデルの KPI⑤の「世界のコンテンツ市場に占める日本の割合」の増大がもたらされることで代表される。

さらにロジックモデルの KPI⑥の「我が国の文化芸術の国際的なプレゼンスの向上」の「訪日外国人のうち、「舞台・音楽鑑賞」「美術館・博物館等」を目指した人の割合」の数値は、観光サテライトアカウント (TSA) の外国人観光客による GDP の増加分として数値化することができる<sup>27</sup>。

ただし、「クリエイター・アーティスト等育成事業」の成果 (アウトカム (10 年程度)) として、この KPI の有効性を立証しなければならない。この点は、事業評価あるいは経済的・社会的影響 (インパクト) の計測において文化芸術領域だけが抱える課題ではない。人材育成、地域開発、研究開発など、様々な領域で共通する課題である。

次節では、研究開発助成事業の事業評価の事例を概観することで、文化領域と研究開発領域で共通する要件や課題について検証する。

27 観光サテライト勘定の訪日外国人観光客に対する調査 (アンケート調査) では「舞台・音楽鑑賞」「美術館・博物館・動植物園・水族館」への支出金額を聞いている。

## 2.6.2 我が国の研究開発補助事業の事業評価の事例

### ■卓越研究員事業(LEADER)の追跡調査

#### ●事業の概要

卓越研究員事業(Leading Initiative for Excellent Young Researchers(LEADER))は、平成 28 年度に我が国で始まった事業で、特に優れた能力を持つ研究者を独自の審査方式により発掘し、優先的に常勤・定年制の職に就けるよう後押しすることで、優秀な人材を日本国内で確保しようとするもの。(令和 5 年度で終了) 文部科学省が卓越研究員の受け入れを希望する研究機関からポストを募集し、独立行政法人日本学術振興会が研究員の公募、審査、補助金の交付を行う。

#### ●事業スキーム

- ①卓越研究員の受け入れを希望する大学、研究開発法人、企業等からポストを募集し、一覧化して公開
- ②若手研究者に対して卓越研究員の公募を行い、厳正な審査を経て文部科学省が若手の卓越した研究者を候補者として選定
- ③その後、卓越した研究者とポストを提示した研究機関が交渉を行い、マッチングが成立した候補者について、文部科学省が卓越研究員として決定。その際、若手研究者と研究機関をつなぐブリッジプロモーター<sup>28</sup>によりマッチングを促進。
- ④卓越研究員を受け入れた研究機関に対し、一定の期間、研究費等を支援。  
※海外からの帰国者や、民間企業等を志望する者の特別枠を設け支援。

#### ●支援概要

- ・支援対象: 国公立大学、国立研究開発法人、民間企業等
- ・人数: 240 名程度(うち新規採用 20 名程度)
- ・支援内容:

【A】若手研究者の研究費 年間 6 百万円(上限)/人(2 年間)

研究環境整備費 年間 2~4 百万円(上限)/人(5 年間)

※1 人文・社会科学系は、400 万円を上限

---

28 当事者間交渉支援機関。文部科学省と委託契約を締結した民間職業紹介事業者が、研究機関と卓越研究員候補者又は申請者との当事者間交渉の支援を実施。

【B】産学連携活動費 年間最大 10 百万円(上限)/人(最長 5 年間)

※2 クロスアポイント制度<sup>29</sup>や出向制度を活用した共同研究も想定。補助率 1/2 とし、企業負担額を上限。共同研究等の開始が 2 年目の場合、1 年目は研究環境整備費のみ措置。

・予算額

令和 5 年度	518 百万円(12 名)	43.2 百万円/名
令和 4 年度	663 百万円(15 名)	44.2 百万円/名
令和 3 年度	1,092 百万円(23 名)	47.5 百万円/名
令和 2 年度	1,578 百万円(40 名)	39.5 百万円/名
令和 元 年度	1,756 百万円(48 名)	36.6 百万円/名
平成 30 年度	1,668 百万円(55 名)	30.3 百万円/名
平成 29 年度	1,510 百万円(72 名)	21.0 百万円/名
平成 28 年度	1,000 百万円(87 名)	11.5 百万円/名

●調査の概要

＜追跡調査の実施実績＞

- ・平成 28 年度以降、卓越研究員事業に申請し、卓越研究員となった者に対して、研究活動状況等について 3 年度目、6 年度目の追跡調査を実施

【表 2-33 卓越研究員事業の追跡調査実施状況】

卓越研究員決定年度	3 年度目	6 年度目	10 年度目
平成 28 年度	平成 31(令和元)年度調査	令和 4 年度調査	
平成 29 年度	令和 2 年度調査	令和 5 年度調査	
平成 30 年度	令和 3 年度調査		
平成 31(令和元)年度	令和 4 年度調査		
令和 2 年度	令和 5 年度調査		
令和 3 年度			
令和 4 年度			

29 研究者等が、大学や公的研究機関、民間企業等の間で、それぞれと雇用契約関係を結び、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組み。

<調査内容(令和5年度の例)>

【表 2-34 卓越研究員事業(LEADER)の追跡調査の内容】

調査項目	調査内容	視点
1.雇用形態	①常勤研究職(任期の定めなし) ②常勤研究職(テニュアトラック <sup>30</sup> ) ③常勤研究職(任期付き)	事業の趣旨が、優秀な人材を日本国内で確保しようとするものであり、その具体策として優先的に常勤・定年制の職に就けるよう後押しすることであるので、雇用形態の状況を把握する。
2.研究活動の状況について	①研究責任者または若手研究責任者として、研究に従事している ②自ら設定した研究テーマの研究に従事している(複数の研究に携わっており、その一部が自らの設定した研究テーマである場合を含む) ③メンター <sup>31</sup> の配置等、研究への助言を受けられる体制が用意されている ④研究が十分に行えるよう研究資金の措置がなされている ⑤研究スペースの確保、共用機器の使用等、研究に必要な環境が用意されている ⑥年間の業務時間のうち、研究活動に従事する時間が50%以上である ⑦研究員や事務補佐員等、研究や事務所処理のサポート体制が用意されている ⑧学会参加、論文発表等の情報発信を積極的に行っている	「優れた若手研究者が産学官の研究機関において安定かつ自立した研究環境を得て自主的・自立的な研究に専念できるよう、研究者及び研究機関に対する支援を行う。」という事業の目的に対応する項目
3-1.研究活動の実績(論文発表)	①論文発表人数 ②論文数 (内数:国際共著論文、第一著者・責任著者)	審査の基準が実現できているかをみる  ①我が国の科学技術・学術研究や科学技術イノベーションの将来を担う優れた研究リーダーとなることが期待できること ②世界水準の研究力を有し、新たな研究領域等の開拓が期待できること
3-2.研究活動の実績(科研費)	①獲得人数 ②種目別獲得件数 ③種目別獲得金額	波及効果に相当する項目

30 主に大学や研究機関で採用される人事制度で、若手研究者が一定期間の試用期間を経て、その後に常勤(テニュア)として正式に採用される仕組み。

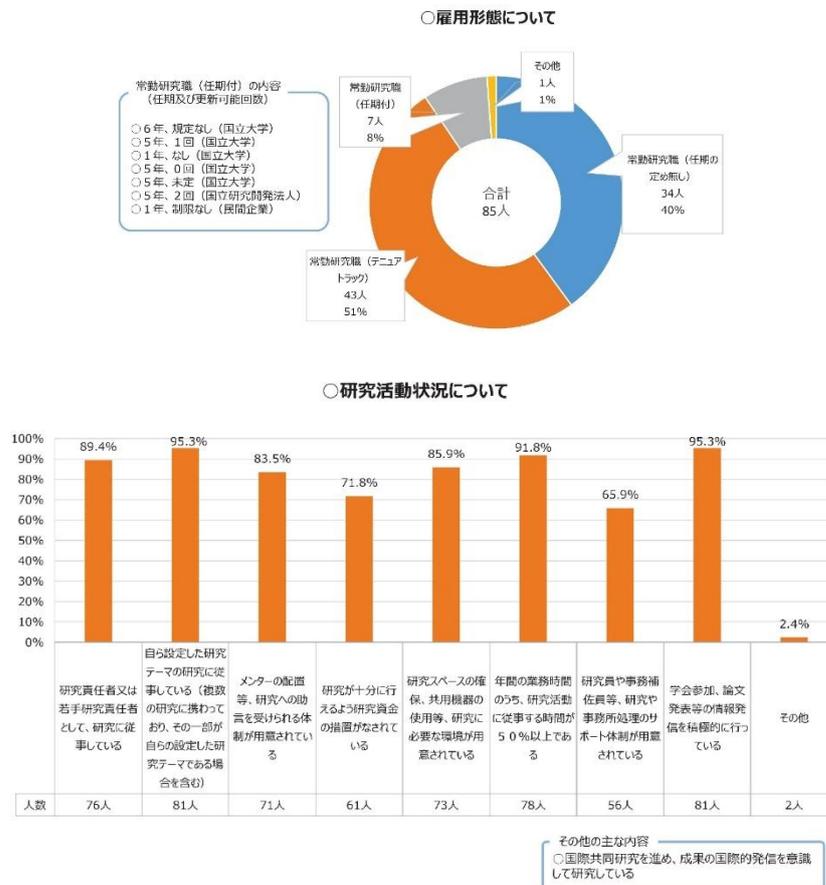
31 メンター制度のもとで、一定以上の職務経験を持つ人(メンター)が、経験の少ない人(メンティ)に対して行う個別支援活動をする。キャリア形成上の課題解決を支援するとともに、職場内での悩みや問題を解消するためのサポートなども行う。

調査項目	調査内容	視点
3-3.研究活動の実績 (その他外部資金)	①獲得人数 ②助成団体別獲得件数 ③種目別獲得金額	
3-4.研究活動の実績 (その他)	①受賞歴 ②国際会議招待講演	

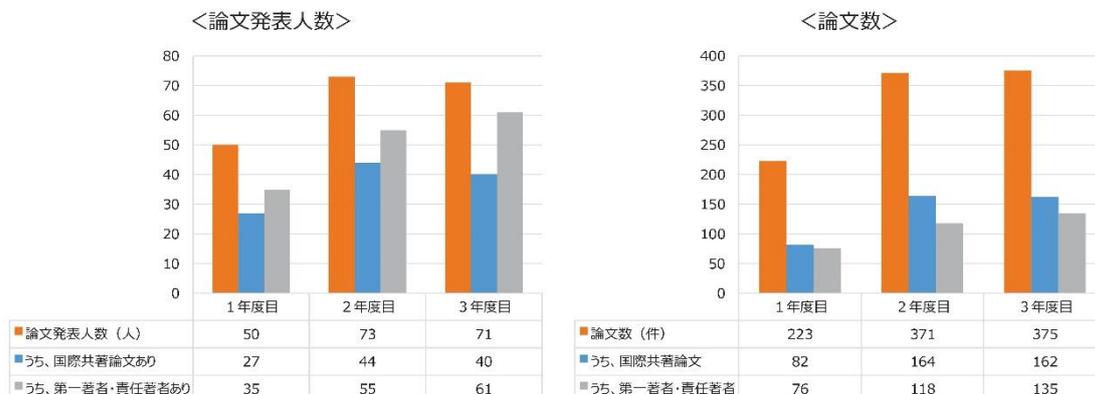
<追跡調査結果の例(令和5年度:令和2年度決定者の3年後調査)>

- ・平成29年度卓越研究員事業に申請し、卓越研究員となった者に対して、研究活動状況等について2回目の追跡調査を実施
- ・調査実施時期:R5年10月
- ・調査対象期間:R2~R4年度の3年間
- ・調査対象者数:71名、回答者数:63名(回答率88.7%)

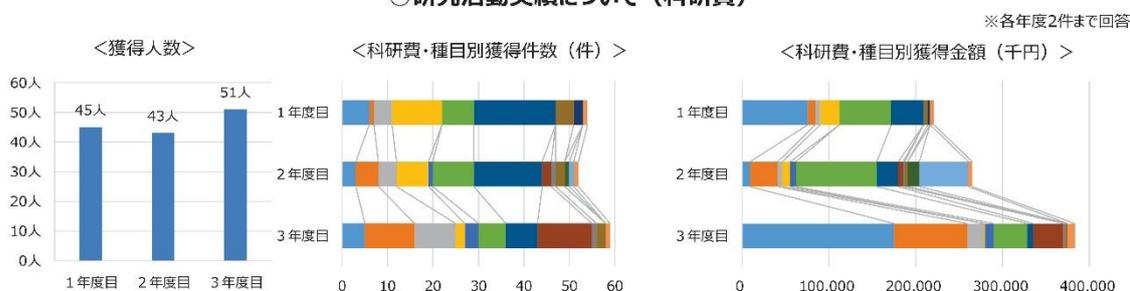
【図2-7 卓越研究員事業(LEADER)の追跡調査結果概要】



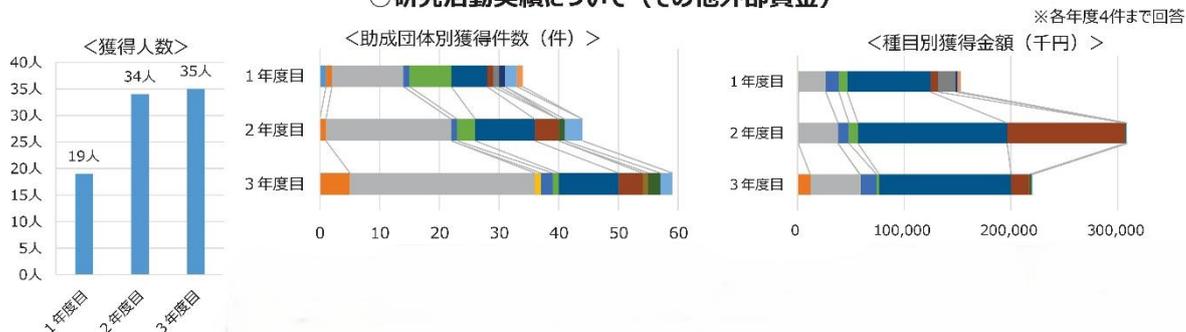
○研究活動実績について（論文発表）



○研究活動実績について（科研費）



○研究活動実績について（その他外部資金）



○研究活動実績について（その他）



資料: 令和5年度卓越研究員事業の追跡調査結果(文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/content/20241009-mxt\\_kiban03-000033828\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241009-mxt_kiban03-000033828_2.pdf)  
 (2025年2月17日最終閲覧)

## ■最先端研究開発支援プログラム(FIRST) 追跡評価

【表 2-35 最先端研究開発支援プログラム(FIRST) 追跡評価の事業の概要】

名称	最先端研究開発支援プログラム
実施府省	内閣府、文部科学省 実施機関:独立行政法人日本学術振興会(JSPS)
実施期間	平成 21 年度から平成 25 年度まで
予算額	1,000 億円(先端研究助成基金)
目的	新たな知を創造する基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、様々な分野及びステージを対象とし、3～5 年で世界のトップを目指した先端的研究を推進することにより、産業、安全保障等の分野における我が国の中長期的な国際的競争力、底力の強化を図るとともに、研究開発成果の国民及び社会への確かな還元を図ることを目的として創設された研究者最優先の研究支援制度。
制度の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5 年で世界のトップを目指す 30 人の中心研究者を CSTP(総合科学技術会議)が選定</li> <li>・1 研究課題当たり、約 18～62 億円(加速・強化事業含む)の大型資金を支援</li> <li>・新たな知を創造する基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、様々な分野及びステージを対象</li> <li>・研究者が研究開発に専念できるよう、研究開発活動を全面的にサポートする専属の機関(研究支援担当機関)を初めて創設。その支援経費として、研究開発支援システム改革経費(経費 B)を新たに導入</li> <li>・多年度にわたって使用が可能な、自由度の高い研究開発資金を配分(研究費の基金化)等</li> </ul>

### ●調査の概要

#### <調査の趣旨>

- ・最先端研究開発支援プログラム(FIRST)について、研究開発終了一定期間経過後に追跡評価を実施。
- ・追跡評価は、「最先端研究開発支援プログラムのフォローアップ及び評価の運用方針」(平成 2 年 7 月 29 日総合科学技術会議)に基づき実施するもの。
- ・研究成果の展開状況等を把握するとともに、制度設計や事後評価結果の妥当性について検証し、今後の施策の制度設計に活用。

< 調査内容 >

【表 2-36 最先端研究開発支援プログラム(FIRST) 追跡評価の調査項目と調査内容】

調査項目	調査内容
1. 知的成果の創出	①論文 FIRSTの謝辞がある被引用数が多い論文割合(TOP1%、10%)  ②知的財産 ・FIRST中心研究者の知的財産の出願状況 ・国際特許出願と国内特許出願の割合
2. 成果の社会還元・波及効果	①研究ステージ ・FIRST期間終了後にその研究ステージが応用段階・開発段階に進んでいるか ・FIRST終了後、各研究課題が社会還元を意識して研究を推進した結果、研究ステージが開発研究になる研究課題が増加したか  ②産業への応用例 ・FIRST研究成果が具体的な製品やサービス、ベンチャー企業の設立等につながっているか ・「新しい産業の創出」や「我が国の国際的競争力、底力の強化」につながっているか  ③産業以外への応用例 ・新たな科学コミュニティの形成 ・新たな学問分野の創出例 ・医療などへの応用例  ④成果が普及した理由  ⑤成果が普及していない理由

<調査結果のまとめとその活用>

- ①事後評価の制度設計について妥当性を評価
- ②評価結果を踏まえ、今後、戦略的な大型研究開発制度を検討・実施する際に、科学的成果の創出に向けて留意すべき視点を獲得
- ③評価結果を踏まえ、今後、戦略的な大型研究開発制度を検討・実施する際に研究成果の社会的還元において留意すべき視点を獲得



【表 2-37 最先端研究開発支援プログラム(FIRST)追跡評価のまとめ】

<p>科学的成果の創出</p>	<p>・FIRST による助成期間終了後も、世界トップレベルの学術論文が多く創出され、多くの特許出願(特に積極的な国際特許出願)もされ、多くの表彰実績などにつながっており、研究開発面における「我が国の国際的競争力、底力の強化」に結びついた。</p>
<p>成果の社会的還元・波及効果</p>	<p>・30 課題中 23 課題で普及した成果があると回答が得られた。          ・研究成果の社会還元を進める環境作りの観点からも、知的財産権の取得推進や国際標準化の取組が進められた。          ・産業界への応用以外にも、積極的なアウトリーチ活動を行うことによって、世界的な科学コミュニティの形成や新たな学問分野の創出、新たな治療方法の開発等が報告された。</p>
<p>今後の施策に向けて留意すべき視点</p>	<p>・今後、大型の研究開発制度を検討・実施する際に留意すべき視点は以下の通り。</p> <p>&lt;科学的成果の創出&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研究開発推進の柔軟性、中心研究者の高い自由度、基金化</li> <li>○研究支援機関の設置・維持</li> <li>○環境変化に対応できる柔軟な研究計画</li> <li>○組織間を超えた経験や知識の共有</li> </ul> <p>&lt;研究成果の社会還元&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研究計画立案時から、民間企業との協力・協働やユーザーニーズの反映</li> <li>○研究の社会還元を実現するための知見を研究者・技術者に共有できる仕組みの構築</li> <li>○基礎研究の社会還元としてのアウトリーチ活動(サイエンスコミュニケーション)</li> </ul>

### 2.6.3 我が国の文化芸術助成事業と研究開発補助事業の事業評価の比較

本調査のねらいは、文化芸術事業補助の事業評価を、人(アーティスト等クリエイター)に対する支援とそれによる人の成長からみること、また経済的・社会的な視点からみることの事例調査である。このような視点は、文化芸術分野ではこれまであまりなかったことと考えられる。しかし、分野は異なるが、補助事業の評価を、人(研究者等)の成長や経済的・社会的視点からもみる研究開発分野の補助事業の評価は、本調査の参考になる点もある。

例えば、若い研究者が海外の研究者と交流し、人的ネットワークを築いて、後年の活動の大きな資源となる、あるいは後年に研究開発成果が経済的・社会的に大きなインパクトをもたらすなど、研究開発活動を文化芸術活動に置き換えて考えてみることもできる。

研究開発補助の効果測定の実例をみると、概ね追跡調査のかたちをとっていること、また、追跡期間も長く設定している。その分、研究開発補助事業の評価では、補助事業自体の評価だけではなく、補助事業の先にある新たな価値の創出にも目を向ける一方で、定性的評価だけではなく定量的評価も行っているなどが特徴である。

これに対して、文化芸術補助事業評価は、現段階では、定性的評価が主で、定量的評価は少ない。さらにアウトプットまたは短期アウトカムに関する記述が主で、長期的な追跡調査はみられない。

こうしたことを踏まえて、研究開発補助事業評価を参考に、文化芸術補助事業の評価において、人の視点と経済的・社会的影響という視点を具体化していくとすれば、次のような課題がある。

#### ①ロジックモデルの設定

政策・事業のプログラム(体系)を明確にし、それに基づくロジックモデルを準備する。

#### ②必要な情報の整備

補助主体、補助対象者に事後評価に必要な情報の取得、取得のための準備と実施を求める。

#### ③追跡調査等の長期的な事後評価の実施

事後評価の視点が、事業自体の評価や事業の改善にとどまらないように、追跡調査などを実施し、事業の効果(インパクト)、長期的・最終的な目標(長期的・最終的なアウトカム)まで目が届くようにする。

#### ④関連データの整備

長期的・最終的なアウトカムのエビデンスとなる統計データ等を検討しておく。

## 3. アーティスト等クリエイターによる文化芸術の経済的・社会的影響計測の今後の展望と課題

---

### 3.1 調査結果のレビュー

ここまで、アーティスト等クリエイターによる文化芸術の経済的・社会的影響のとらえ方とその計測(数値化及び可視化)の可能性についてみてきた。その結果、以下のようなことが明らかになった。

- ①文化芸術の経済的・社会的影響の計測(文化サテライト勘定)は、文化活動を文化産業活動としてとらえることで可能となった。しかし、その視点には、アーティスト等クリエイターの「人」からの視点は組み込まれていない。
- ②また、文化サテライト勘定はマクロの視点での枠組みであり、個々のアーティストやクリエイターの創造行為やその直接的な成果は、枠組みに概念的には組み込まれているが、勘定体系の数値としてきっちりとは組み込まれていない。
- ③以上のような理由から、文化サテライト勘定からのアプローチ、マクロの視点でのアプローチは、人の視点からのアプローチと応答しにくい。
- ④一方、よりミクロの視点から文化芸術の経済的・社会的影響を測定するには、より人や文化活動に近いところでこれを捕捉する必要がある。その最も近い例、あるいは参考になる例として、文化活動に対する支援・助成事業の事業評価がある。この事業評価のロジックモデルや評価基準、あるいはそれらの数値化(KPI)を参考にできる。
- ⑤ただし、事業評価もその多くが、事業そのものの評価にとどまり、そのために事業の改善に目が向けられているものが多い。最終的なアウトカムまで目が届いた長期的・総合的、かつ説得力のあるプログラムを構築するのは今後の課題である。
- ⑥以上から、アーティスト等クリエイターのもたらす文化芸術の経済的・社会的影響の把握、数値化、可視化の作業には、現段階では参照できる強固なモデルはないといえる。その開発は今後の課題である。

## 3.2 今後の展望

### 3.2.1 「人」を軸にしたロジックモデルの考え方

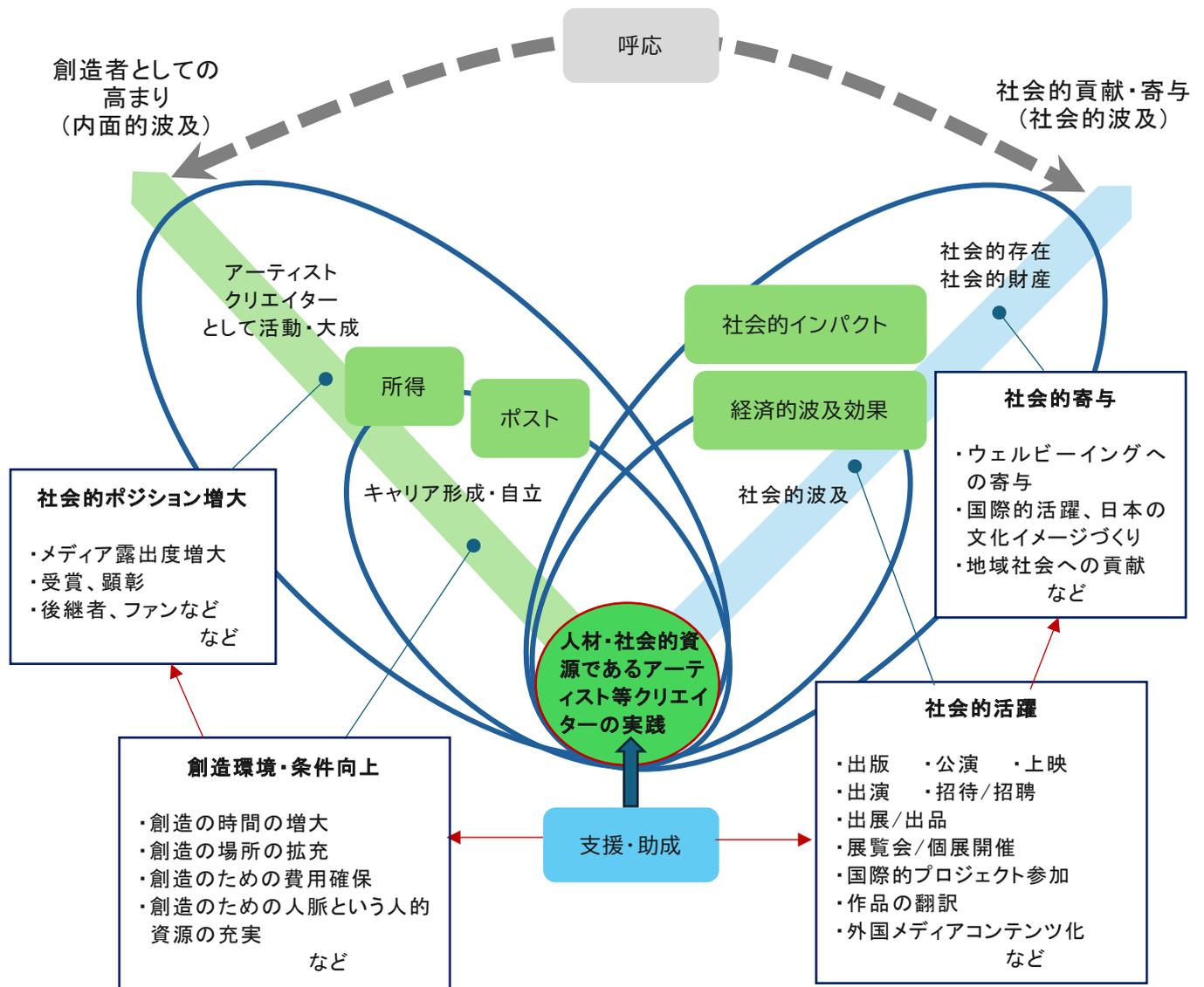
ここまで諸外国と我が国の事例についてみてきたが、基本的に、アーティスト等クリエイターのもたらす経済的・社会的影響を明らかにし、それを数値化・可視化するには、ロジックモデルと数値評価の KPI が必要であるといえる。このロジックモデルと KPI に対する考え方として、以下のようなことがいえる。

- ①経済的・社会的影響(波及)には2つの方向性がある。
- ②ひとつは芸術文化領域に対するもので、これはアーティストや芸術団体に向かった波及である。これは「内面的波及」といえる。
- ③もうひとつが文化芸術領域の外側(社会、国内外、コミュニティなど)に向かう波及である。これは「社会的波及」といえる。
- ④本調査研究のテーマは、後者の「社会的波及」であるが、「社会的波及」は「内面的波及」とは表裏一体である。したがって、波及に関してはこの両面をみなければならない。
- ⑤さらにこれら両面の波及について、そのエビデンスと KPI も必要だが、それは諸外国の事例をみても十分に説得力があるものではない。またとくに経済的影響については十分ではない。
- ⑥その理由は、そもそも文化芸術分野は数値化になじまない面があるためである。例えば、文化活動を文化産業に置き換えて数値化が可能になった文化 GDP(文化サテライト勘定)のような例もある。アーティスト等クリエイターによる経済的・社会的影響の数値化は、今後、調査研究等によって獲得・整備しなければならないテーマである。

以上を踏まえて、諸外国の例を参考にしながら、アーティスト等クリエイターのもたらす経済的・社会的影響を明らかにし、それを数値化・可視化するには、ロジックモデルと数値評価の KPI が必要である。

我が国にできるだけ適合させ、定量的分析、数値的エビデンスにつながっていくように整理したのが次ページの図(図 3-1)である。

【図 3-1 日本型事業インパクトのロジックモデル案】



アーティスト等クリエイターの活動・実践は、基本的に 2 つの側面のインパクトを社会にもたらす。

ひとつは、直接的にアーティスト等クリエイター自身にもたらされる成果で、「創造者としての高まり(内面的波及、内部効果)」である。もうひとつが、そこから外に向かって波及する社会的な広がりで、「社会的貢献・寄与(社会的波及、外部効果)」である。これはアーティスト等クリエイターにとっては、内面的波及の成果としてついてくる間接的なインパクト、外に向かうインパクトであるといえる。

さらに、この2つの方向の流れ・過程において、アーティスト等クリエイターは、キャリア形成・自立していくが、そのためには創造環境・条件の向上が必要であろう。創造に専念でき

る時間を確保し、創造環境を充実させ、創造のための費用を得るなどの努力をする。支援・助成事業では、このような条件整備を支援・助成すると有効である。さらにこうした実践と一体的な直接的な成果として所得や職位などを向上させる努力が払われる。

さらにこのような直接的なインパクトに続いて、アーティストやクリエイターとしての活動が充実していき、創造面では「大成」していく。この過程は、ジャンルによってその表れ方は様々ではあろうが、例えばメディア露出が増大したり、受賞・顕彰の対象となったり、ファンなどの支持者が増えないしは持続的な支持者層が形成されていく。

一方こうした内面的過程に呼応して、並行的に社会的インパクトも展開していく。この過程では、アーティスト等クリエイターの周辺で社会的波及があり、その結果、社会的市場が形成される。言い換えれば、社会的に認知され、社会的に活躍する機会が増える。出版、公演、上映、出演、招待/招聘、出展/出品、展覧会/個展開催、国際的プロジェクトへの参加、作品の翻訳、外国メディアコンテンツ化などとしてそれは具体化する。この社会的活躍は、創造環境の充実や、所得の増大、社会的ポストの向上とつながっている。また、この時点で初めて経済的な波及効果も生じる。

さらに経済的波及効果と合わせて社会的インパクトが増大する。アーティスト等クリエイターは、この段階では経済的なパフォーマンスも増大しているが、社会的存在として、社会的財産としてもみることができる。大なり小なり人々の生活の質や豊かさに貢献し、場合によってはウェルビーイングの社会的資源とみなされることもある。この流れは、社会的ステータスの向上と呼応している。

このように、「人」に対する助成事業の事業評価を通じて、社会的なインパクトとその具体的な表れとしての経済的インパクトをとらえるロジックモデルが考えられる。

### 3.2.2 「人」を軸にした KPI の考え方

ロジックモデルに合わせて適切な KPI を整備していく必要がある。現在の KPI は定性的な内容及び社会調査的な手法、あるいはレビュー法などを前提にしたものが多いが、例えば、図 3-1 のロジックモデルにそった KPI としては次のようなものが可能である。

【表 3-1 日本型事業インパクトのロジックモデル案の KPI】

波及	インパクト	エビデンス	KPI	情報取得
創造者としての高まり(内面的波及)	創造環境・条件向上	創造の時間の増大	創造にかける時間(時間)	本人申告
		創造の場所の拡充	創造の場所、設備	
		創造のための費用確保	費用(金額)	
		創造のための人脈・人的資源の充実	人脈の広がり(人数)	
		所得	所得(金額)	
		社会的ポジション	地位	
	社会的ポジション増大	※メディア露出度増大	メディア露出度(回数)	客観的データ
		※受賞、顕彰	回数・内容	本人申告
		※後継者、ファンなど	集客数	客観的データ
社会的貢献(寄与(社会的波及))	社会的活躍	※出版、公演、上映、出演、招待/招聘、出展/出品、展覧会/個展開催、国際的プロジェクトへの参加、作品の翻訳、外国メディアコンテンツ化	本人申告	
	社会的寄与	ウェルビーイングへの寄与	アンケート調査等	
		国際的活躍、日本の文化イメージづくり		
		地域社会への貢献		

KPI データは、できるだけ数値比較ができるようにするのが望ましいが、数値比較のためには、既存の数値データが必要である。上表の※印部分は、既存データとの比較が可能である。また「創造者としての高まり(内面的波及)」の本人申告の数値も、追跡調査をすれば、時

系列で比較データとなりえる。多くの追跡調査でこうした評価を行っている。この点では、本報告書で取り上げている研究開発補助事業の事業評価の KPI が参考になる。

また、効果やインパクトの測定では、同じく研究開発補助事業の事業評価でしばしば行われている事後調査(追跡調査)も重要である。

### 3.2.3 枠組みの構築と実績の積み重ね

文化政策の重要な柱のひとつは、人材育成、すなわち「人への投資」<sup>32</sup>であるから、その投資におけるロジックモデルと KPI に対するニーズは高まっている。文化政策・事業の大部分は公的支出によるものであるから、その説明(アカウンタビリティ)としてそれは重要である。また文化芸術振興を公的支出だけではなく、さらに民間からの支出や投資を呼び込んで振興することも重要であるから、この面でも「人への投資」のロジックモデル・KPI を整備することも重要になる。

しかし、文化政策・事業の政策・事業評価という取組自体がまだ歴史が浅い。さらに「人」を軸とするアーティスト等クリエイターのもたらす経済的・社会的影響の研究は、そのモデルとなるような取組は少ない。

文化 GDP の開発では、その最初のしっかりした枠組み(モデル)がユネスコによって公表されるまで長い時間がかかっている<sup>33</sup>。枠組みの構築に向けて実績を積み重ねる取組が必要である。また取組の推進にあたっては、各国のこれまでの経験や実績を生かしながら進めることが重要である。

---

32 英国の文化政策では、助成事業は「投資」であるという考え方がみられる。例えば、“Let’s Create”事業では「投資」という表現がされている。

33 “2009 UNESCO Framework for Cultural Statistics”(UNESCO 2009) p.11 参照

## 主要参考文献等

(注)ここには主なものだけを記載した。その他の資料は、引用文献として文中に記している。

シー・ディー・アイ(2017～2023). 各年度文化行政調査研究「文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究」

[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/bunka\\_gyosei/index.html](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/bunka_gyosei/index.html)

(2025年3月19日最終閲覧)

文化庁・早稲田大学(2024). 諸外国の文化政策等に関する調査・研究

[bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/pdf/94076501\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/94076501_01.pdf)

(2025年3月19日最終閲覧)

富士通総研(2013). 文化政策の評価手法に関する調査研究

[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/bunka\\_gyosei/pdf/h24\\_bunka\\_houkoku.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/bunka_gyosei/pdf/h24_bunka_houkoku.pdf)(2025年3月19日最終閲覧)

ニッセイ基礎研究所(2012). 文化政策の評価手法に関する調査研究

[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/bunka\\_gyosei/pdf/bunka\\_houkoku.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/bunka_gyosei/pdf/bunka_houkoku.pdf)(2025年3月19日最終閲覧)

独立行政法人日本芸術文化振興会(2013). 芸術文化活動に関する助成制度に関する調査分析事業

<https://www.ntj.jac.go.jp/assets/files/kikin/artscouncil/report.pdf>

(2025年3月19日最終閲覧)

独立行政法人日本芸術文化振興会(2024). アーツカウンシル調査報告—イングランド, スコットランド, オーストラリア, カナダ, 日本の事例から

[https://www.ntj.jac.go.jp/assets/files/kikin/artscouncil/Arts\\_Council\\_Research\\_Report\\_2.pdf](https://www.ntj.jac.go.jp/assets/files/kikin/artscouncil/Arts_Council_Research_Report_2.pdf)(2025年3月19日最終閲覧)

内閣府(2020). *最先端研究開発支援プログラム(FIRST)追跡評価報告書*

[https://www8.cao.go.jp/cstp/sentan/tsuiseki/first\\_report.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/sentan/tsuiseki/first_report.pdf)

(2025年3月19日最終閲覧)

UNESCO Institute for Statistics (2009). *2009 UNESCO Framework for Cultural Statistics*. Montreal: UNESCO Institute for Statistics.

[http://uis.unesco.org/sites/default/files/documents/unesco-framework-for-cultural-statistics-2009-en\\_0.pdf](http://uis.unesco.org/sites/default/files/documents/unesco-framework-for-cultural-statistics-2009-en_0.pdf)(2025年3月19日最終閲覧)

UNESCO Institute for Statistics (2012). *Measuring The Economic Contribution of Cultural Industries*

[http://www.lacult.unesco.org/docc/2012\\_Measuring\\_economic\\_contribution\\_cult\\_industries\\_UNESCO.pdf?msclkid=2ca7fa3ac1f111ecbf4663d49dba1ca6](http://www.lacult.unesco.org/docc/2012_Measuring_economic_contribution_cult_industries_UNESCO.pdf?msclkid=2ca7fa3ac1f111ecbf4663d49dba1ca6)

(2025年3月19日最終閲覧)

Department for Digital, Culture, Media and Sport. DCMS Sectors Economic Estimates. *DCMS Sector Economic Estimates: Gross Value Added - GOV.UK*

<https://www.arts.gov/impact/research/arts-data-profile-series/38>

(2025年3月19日最終閲覧)

Centre for Economics and Business Research Ltd (2020). *Contribution of the arts and culture industry to the UK economy*

[https://www.artscouncil.org.uk/sites/default/files/download-file/CEBR%20Main%20Report%20Contribution%20of%20the%20arts%20and%20culture%20industry%20to%20the%20UK%20economy\\_0.pdf](https://www.artscouncil.org.uk/sites/default/files/download-file/CEBR%20Main%20Report%20Contribution%20of%20the%20arts%20and%20culture%20industry%20to%20the%20UK%20economy_0.pdf)

(2025年3月19日最終閲覧)

Arts Council England (2022). *Arts Council England's Developing Your Creative Practice programme*

<https://www.artscouncil.org.uk/dycp/developing-your-creative-practice-independent-evaluation>(2025年3月19日最終閲覧)

NESAT (2013). *A DYNAMIC MAPPING OF THE UK'S CREATIVE INDUSTRIES*  
[https://media.nesta.org.uk/documents/a\\_dynamic\\_mapping\\_of\\_the\\_creative\\_industries.pdf](https://media.nesta.org.uk/documents/a_dynamic_mapping_of_the_creative_industries.pdf)(2025年3月19日最終閲覧)

National Endowment for the Arts (2011). *US Artists International Annual Survey Report First Edition (2022)*  
<https://www.arts.gov/sites/default/files/USAI-Survey-Report-Final-with-Appendix.pdf>  
(2025年3月19日最終閲覧)

Canadian Heritage (2021). *Summary of the Evaluation of the Canada Arts Training Fund 2018-19 to 2022-23*  
<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/corporate/publications/evaluations/evaluation-canada-arts-training-fund-2023.html>(2025年3月19日最終閲覧)

Canadian Heritage (2019). *Evaluation of the Canada Music Fund 2012-13 to 2017-18*  
<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/corporate/publications/evaluations/canada-music-fund.htm>  
(2025年3月19日最終閲覧)

Canada Council for the Arts (2019). *Qualitative Impact Framework*  
<https://canadacouncil.ca/research/research-library/2019/12/qualitative-impact-framework>(2025年3月19日最終閲覧)

Nomura Research Institute Singapore Pte. Ltd.(2023). *カナダにおける文化芸術活動に対する助成システム等に関する実態調査*  
[https://www.ntj.jac.go.jp/assets/files/kikin/artscouncil/Canada/canada\\_council\\_research202303.pdf](https://www.ntj.jac.go.jp/assets/files/kikin/artscouncil/Canada/canada_council_research202303.pdf)(2025年3月19日最終閲覧)

文化体育観光部/韓国文化観光研究院(2023年10月). *2022 문화예술정책백서 2022 CULTURE & ARTSPOLICY WHITE PAPER 「2022年文化芸術政策白書」*

[https://www.mcst.go.kr/kor/s\\_policy/dept/deptView.jsp?pSeq=1917&pDataCD=0406000000&pType=](https://www.mcst.go.kr/kor/s_policy/dept/deptView.jsp?pSeq=1917&pDataCD=0406000000&pType=)(2025年2月25日最終閲覧)

ARTS COUNCIL KOREA (2023年8月). *Arts Council Korea Annual Report 2022* (英語版)

<https://www.arko.or.kr/eng/about/reports> (2025年2月25日最終閲覧)

韓国文化体育観光部 (MCST) ウェブサイト

<https://www.mcst.go.kr/japanese/index.jsp> (2025年3月18日最終閲覧)

韓国文化芸術委員会 (ARKO) ウェブサイト

<https://www.arko.or.kr/> (2025年3月18日最終閲覧)

韓国芸術家福祉財団 (KAWF) ウェブサイト

<https://www.kawf.kr/> (2025年3月18日最終閲覧)

芸術経営支援センター (KAMS) ウェブサイト

<https://www.gokams.or.kr/main/main.aspx> (2025年3月18日最終閲覧)

韓国コンテンツ振興院 (KOCCA) ウェブサイト

<https://www.kocca.kr/kocca/main.do> (2025年3月18日最終閲覧)

韓国映画振興委員会 (KOFIC) ウェブサイト

<https://www.kofic.or.kr/kofic/business/main/main.do> (2025年3月18日最終閲覧)

韓国文化芸術教育振興会 (KACES) ウェブサイト

<https://www.arte.or.kr/index.do> (2025年3月18日最終閲覧)

韓国国際文化交流振興院 (KOFICE) ウェブサイト

<https://www.kofice.or.kr/index.asp> (2025年3月18日最終閲覧)

韓国国際文化交流振興院 (KCTI) ウェブサイト

<https://www.kcti.re.kr/web/user/main.do> (2025年3月18日最終閲覧)



令和6年度「文化行政調査研究」

文化芸術活動がもたらす経済的・社会的影響等に関する調査研究報告書

---

令和7年3月発行

発行 文化庁 政策課 文化政策調査研究室

〒602-8959 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番 4

TEL 075-451-4111 (代表)

委託先 株式会社シー・ディー・アイ

〒604-0857 京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 256 番地関広ビル 2F

---